

元郷排水ポンプ場ほか運転管理等業務委託

特記仕様書

令和9年度～令和11年度

川口市上下水道局

第1章 特記仕様

(目 的)

第 1 条 この特記仕様書は、「元郷排水ポンプ場ほか運転管理等業務委託 特記仕様書」(以下、「仕様書」という)について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(年間業務履行計画書の要領)

第 2 条 仕様書第9条の「年間業務履行計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- 2 年間業務履行計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4、A3とする。なお、A4又はA3による作成が不適切であると判断されるものについては、監督員と協議しその指示に従うものとする。
- 3 年間業務履行計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「業務履行組織図」は、委託業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担等が明確に把握できるように記載すること。
 - (2) 「緊急連絡体制図」は、委託業務を遂行する上で必要な緊急連絡体制が明確に把握できるよう記載すること。
 - (3) 「日常業務計画表」は、日常業務を明確化しその頻度等を把握できるよう記載すること。
 - (4) 「主要設備概要一覧表」は、ポンプ場等施設を安定的に維持運営していく上で特に重要な設備を明確化しその設備概要を把握できるよう記載すること。
 - (5) 「運転管理業務計画書」は、ポンプ場設備の監視・操作項目を明確化し、実施すべき業務が把握できるよう記載すること。
 - (6) 「主要監視・管理項目一覧表」は、ポンプ場等施設を安定的に維持運営していく上で特に重要な監視管理項目について、明確な数値範囲を定め適正值が把握できるよう記載すること。
 - (7) 「定期点検業務計画表」は、定期点検業務を明確化しその頻度と実施時期が把握できるよう記載すること。
 - (8) 「設備点検基準表」は、点検対象設備及び機器等を明確化しその点検方法と頻度等が把握できるよう記載すること。

(業務計画書等)

第 3 条 仕様書第10条第1項から第2項で定める月間業務履行計画書及び月間業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。

- 2 月間業務履行計画書の記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 表紙には以下の事項を記載する。
 - ① 委託名称
 - ② タイトル
 - ③ 報告年月日
 - ④ 事業者名
 - ⑤ 総括責任者名

(2) 月間業務履行計画書は各業務別に各日毎に整然と列記する。

- ① 対象業務名称
- ② 年月度の記載
- ③ 事業者名
- ④ 備考
- ⑤ 巡視点検及び定期点検等の計画
- ⑥ その他必要な事項

3 月間業務完了報告書は、月間業務履行計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載する。

- ① 月間業務履行計画書で記載した事項のほか、各日毎に計画した事項と実績
- ② 臨時業務及び整備報告書等

(整理整頓等の対象外)

第 4 条 仕様書第 15 条に規定するもののうち、整理整頓等が対象外となるものは、次のとおりである。

上下水道局が使用する事務室、休憩室、書庫等、上下水道局が使用・管理する場所。

(業務範囲)

第 5 条 仕様書第 21 条に規定する業務範囲は、下記及び別表-1～24、別図-1～4に定めるものとする。下記の運転維持管理業務以外は専門企業への再委託を基本とするが、事業者自らの実施を妨げない。(別表-5 参照) なお、専門企業の選定については監督員と十分協議の上、選定を行うこと。

- ・元郷排水ポンプ場ほか運転維持管理業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか保守管理業務（雨水・汚水ポンプ場、地下ポンプ室、雨水吐口ゲート、雨水吐き室等）
- ・雨水貯留施設等保守管理業務（東川口雨水貯留・桜町雨水貯留は除く）
- ・マンホールポンプ室保守管理業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか水位計保守点検業務（マンホールポンプ室も含む）
- ・元郷排水ポンプ場ほか電気設備保守点検業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか計装設備保守点検業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか遠隔監視装置保守点検業務
（里ポンプ場・豎前橋ポンプ場・横曽根中継ポンプ場・新堀中継ポンプ場管内も含む）
- ・元郷排水ポンプ場ほか消防設備保守点検業務
- ・雨水吐口ゲート点検業務
- ・電磁流量計点検業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか清掃管理等業務
- ・元郷排水ポンプ場河川ゴミ清掃運搬業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか1カ所クレーン点検業務
- ・元郷排水ポンプ場ほか1カ所受水槽等清掃業務
- ・流域下水道水質分析業務

（調整及び整備）

第 6 条 仕様書第 2 5 条第 1 項に規定する調整及び整備の対象機器については、次のとおりとする。

- 2 調整及び整備とは、交換部品・油脂等を使用する交換・調整及び補給等を言い、具体的な対象機器を別表- 2 に示す。
- 3 調整及び整備を行った場合は、次の事項・内容を記載した報告書（整備報告書）を業務完了報告書と共に提出すること。
 - (1) 施設設備名称、整備種別、対象機器名称
 - (2) 処置内容、使用部品・油脂等、写真(状況による)、備考

（改善要望等）

第 7 条 改善を提案する場合は、次の事項を記載した書類を提出すること。

- (1) 改善提案の上段には、上下水道局検印欄を設けること。なお、検印欄の数量及び部署等については、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) タイトル、提案者、提出年月日、改善すべき施設・設備名
- (3) 改善箇所、改善理由
- (4) その他必要事項

（日常点検）

第 8 条 仕様書第 2 4 条に規定する巡視に係る点検項目は、点検対象設備機器毎に定めるものとするが、事業者の知識、経験を十分に踏まえて設定しなければならない。巡視点検に係る基本項目は、次のとおりである。

- (1) 異音、振動、過熱、異臭
- (2) 電圧、電流、圧力
- (3) 流量、水位、
- (4) 各種ランプ表示
- (5) 汚損、損傷、漏れ、腐食
- (6) 位置、作動等、その状態に係る項目

（異常時の措置）

第 9 条 仕様書第 3 7 条の不具合報告書に記載する内容等については、特記仕様書第 9 条と同様とする。

- 2 各ポンプ場において、停電発生時または、ポンプ等運用に不具合が発生した時は、迅速に監督員へ連絡し、その指示により各ポンプ場にて適切な処置に努める。
- 3 地震災害（震度 4 以上※）の発生時は、モニター監視により異常の有無を確認し、異常等が確認された場合は当該ポンプ場内の点検を実施し、被害等の状況を監督員へ連絡し、その指示により適切な処置に努める。
- 4 ポンプ場施設の侵入警報が発報した際はモニター等にて異常の有無を確認し、異常があった場合は監督員へ連絡し、指示により対応する。
- 5 災害時において外部との連絡が不能となった場合は、上下水道局が用意するマニュアル等に基づいて対応する。

※ 該当地域：川口市内並びに埼玉県南部・東京都 23 区（離島を除く）

（休日等の連絡）

第 10 条 仕様書第 37 条の 3 項及び 4 項に規定する監督員に連絡すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 連絡年月日、時間、上下水道局担当者名、連絡者名
- (2) 発生・発見時刻、状況、対応の有無
- (3) 措置、指示事項、その他

（災害時の対応）

第 11 条 仕様書第 37 条の 5 項に規定する「災害発生時」とは、上下水道局が定める災害（非常）時対応マニュアルをいう。事業者はこれを熟読し、災害時には職員の指示に従い行動しなければならない。

（経費の負担）

第 12 条 別紙「基本仕様書」第 40 条に規定する事業者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、冷蔵庫、書棚、ロッカー、パソコン、プリンタ、コピー機等事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) ポット、茶器、台所用品等の消耗品
- (4) 各種作業服、作業靴、作業手袋、ヘルメット、安全マスク
- (5) 設備点検に係る点検工具、テスター類など（ただし特殊工具及び上下水道局の補助作業に係る工具・器具は除く）
- (6) 点検車両及び車両維持に係る費用
- (7) 電話・FAX・テレビの設置工事費、維持費、受信料
- (8) ウェス
- (9) 表示灯、蛍光灯、グローランプ、LED表示灯、ヒューズ類など
- (10) 補助リレー、ブレーカ、マグネット、電線類など（ただし特殊部品は除く）
- (11) 油脂類
- (12) Vベルト
- (13) 圧力計（ただし特殊部品は除く）－
- (14) 配管類（付属品及びバルブ類も含む、ただし特殊部品は除く）
- (15) 盤用フィルタ
- (16) 軽微な補修用品（ペンキ、ビニールテープ等）
- (17) その他保守管理上必要な部品類（ただし特殊部品は除く）

別表-1

施設所在地一覧 (1/3)

番号	施設名	所在地	対象箇所	備考
	○ポンプ場			
1	元郷排水ポンプ場	川口市元郷 2-3-10	◎	
2	寿町ポンプ場	川口市川口1-7-7	◎	
3	青木橋排水ポンプ場	川口市青木2-13-13	◎	
4	東領家中継ポンプ場	川口市東領家5-6-10	◎	
5	榑木橋中継ポンプ場	川口市領家5-2-1	◎	
6	中央橋中継ポンプ場	川口市本町2-10-12	◎	
7	青木中継ポンプ場	川口市上青木1-18	◎	
7-1	(青木雨水ポンプ室)	同上	◎	青木中継ポンプ場内
7-2	(青木中継雨水貯留)	〃	◎	〃
8	オートレース場西中継ポンプ室	川口市青木5-15	◎	
9	焼却場前中継ポンプ室	川口市青木3-15-1	◎	
10	二軒在家排水ポンプ場	川口市朝日4-12	◎	
11	領家第八公園ポンプ場	川口市領家1-15	◎	
12	弥平四丁目排水ポンプ室	川口市弥平4-3-3地先	◎	
13	芝西1丁目排水ポンプ室	川口市芝西1-17地先	◎	
14	辻雨水ポンプ室	川口市大字辻地先	◎	
15	幸町雨水ポンプ室	川口市幸町2-9地先	◎	
16	西立野地下ポンプ室	川口市大字西立野374地先	◎	
17	横曽根中継ポンプ場	川口市宮町17-26		
17-1	横曽根排水ポンプ場	川口市宮町16-64		横曽根中継ポンプ場管内
17-2	仲町排水ポンプ場	川口市西川口6-19-29		〃
17-3	緑町ポンプ場	川口市緑町4-4		〃
17-4	飯塚ポンプ室	川口市飯塚3-11-6		〃
17-5	立野橋地下ポンプ室	川口市西川口2-16-24		〃
17-6	仲町中学校地下ポンプ室	川口市西川口2-16-1		〃
18	里ポンプ場	川口市大字里103-1		
18-1	南鳩ヶ谷ポンプ場	川口市前田1268-1		里ポンプ場管内
19-2	辻ポンプ場	川口市大字南鳩ヶ谷7-20-1		〃
19	堅前橋ポンプ場	川口市南前川1-7-4		
19-1	丁張橋中継ポンプ場	川口市上青木西4-27		堅前橋ポンプ場管内
19-2	伊刈排水機場	川口市本前川町3-1-8		〃
20	荒川町ポンプ場	川口市荒川町地先		
21	新堀中継ポンプ場	川口市榛松3-46-25		

(指示なき住所はすべて地内)

別表-1

施設所在地一覧 (2/3)

番号	施設名	所在地	対象箇所	備考
	○樋管			
22	元郷排水ポンプ場樋管	川口市元郷 2-3-10	◎	元郷排水ポンプ場内
23	荒川町ポンプ場樋管	川口市荒川町		荒川町ポンプ場内
	○雨水吐口ゲート			
24	オート北雨水吐口ゲート	川口市上青木1-22	◎	開閉操作あり
25	中の橋雨水吐口ゲート	川口市末広1-1-2	◎	〃
26	防火道路雨水吐口ゲート	川口市元郷2-15-14	◎	〃
27	オート中央雨水吐口ゲート	川口市青木5-21	◎	〃
28	五右衛門橋雨水吐口ゲート	川口市青木4-24	◎	〃
29	焼却場前雨水吐口ゲート	川口市青木3-14-16	◎	〃
30	朝日町雨水吐口ゲート	川口市朝日2-1	◎	〃
31	西方寺脇雨水吐口ゲート	川口市青木4-19-7	◎	開閉操作なし（常開）
32	正覚寺落雨水吐口ゲート	川口市元郷3-22	◎	〃
33	青木橋雨水吐口ゲート	川口市朝日1-5-1	◎	〃
34	六間通り雨水吐口ゲート	川口市栄町1-13	◎	〃
35	八間通り雨水吐口ゲート	川口市栄町1-5-10	◎	〃
36	本町通り雨水吐口ゲート	川口市本町2-10-12	◎	〃
37	領家小学校前雨水吐口ゲート	川口市領家3-17-1	◎	〃
38	本町台貫所吐口ゲート	川口市本町1-17	◎	開閉操作あり
39	榑木橋吐口ゲート	川口市領家4-2-26	◎	〃
	○雨水吐き室			
40	西方寺雨水吐き室	川口市青木4-19-7	◎	元郷排水ポンプ場管内
41	焼却場前雨水吐き室	川口市青木3-14-16	◎	〃
42	領家小学校前雨水吐き室	川口市領家3-17-1	◎	〃
43	オート北雨水吐き室	川口市上青木1-22	◎	〃
44	オート中央雨水吐き室	川口市青木5-21	◎	〃
45	五右衛門橋雨水吐き室	川口市青木4-24	◎	〃
46	八間通り雨水吐き室	川口市栄町1-5-10	◎	〃
47	六間通り雨水吐き室	川口市栄町1-13	◎	〃
48	本町通り雨水吐き室	川口市本町2-10-12	◎	〃
49	正覚寺落雨水吐き室	川口市元郷3-22	◎	〃
50	中の橋雨水吐き室	川口市末広1-6	◎	〃
51	榑木橋雨水吐き室	川口市領家2-30	◎	〃
52	防火道路幹線雨水吐き室	川口市元郷2-15-14	◎	〃
53	新朝日橋幹線雨水吐き室	川口市朝日2-12	◎	〃

(住所はすべて地先)

別表-1

施設所在地一覧 (3/3)

番号	施設名	所在地	対象箇所	備考
54	青木橋幹線雨水吐き室	川口市末広1-11-11	◎	元郷排水ポンプ場管内
55	女子高脇幹線分水人孔	川口市上青木3-1	◎	塙前橋ポンプ場管内
56	武永橋幹線分水人孔	川口市上青木1-15	◎	〃
57	新橋雨水吐き室	川口市上青木西3-9	◎	〃
58	丁張橋下雨水吐き室	川口市上青木西4-27	◎	〃
59	丁張橋雨水吐き室	川口市上青木西4-27	◎	〃
60	川口工高向側雨水吐き室	川口市南前川2-11	◎	〃
61	安楽寺前通り幹線雨水吐き室	川口市上青木2-6	◎	〃
	○雨水貯留			
62	青木中継雨水貯留	川口市上青木1-18	◎	青木中継ポンプ場内
63	南前川雨水貯留	川口市南前川1-14	◎	
64	SKIPシティ雨水貯留	川口市上青木3-12	◎	
65	芝樋ノ爪雨水貯留	川口市芝樋ノ爪1	◎	
66	並木元町雨水貯留	川口市並木元町1-76	◎	
67	幸町小学校雨水貯留	川口市幸町3-25	◎	
68	桜町雨水貯留	川口市桜町4		里ポンプ場管内
69	東川口雨水貯留	川口市東川口2		〃

(住所はすべて地先)

川口市下水道ポンプ場配置図



第2章 委託業務内容（監視・点検・保守）

1. 元郷排水ポンプ場ほか運転維持・保守管理業務（排水（中継）ポンプ場・地下ポンプ室・雨水吐き室・雨水吐口ゲート・雨水貯留施設（東川口雨水留・桜町雨水貯留は除く）等）

（1）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。（所在地等は別表-1並びに別図-1を参照）

- ① 運転管理業務 降雨時におけるポンプ設備の運転操作及び監視
- ② 保守点検業務 日常点検、定期点検及び故障予防対策に伴う点検、軽微な修繕
- ③ 緊急時対応業務 「基本仕様書」第37条並びに「特記仕様書」第11条に定める「災害時の対応」による行動
- ④ 環境整備業務 施設（構造物・敷地等）環境美化のため実施する清掃業務

（2）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（詳細は別表-2～5を参照）

① 運転管理業務

- ア ポンプ設備の運転操作及び監視
- イ 除塵機設備の運転操作及び監視
- ウ ゲート設備の開閉操作及び監視
- エ 沈砂池関係機器の運転操作及び監視
- オ 雨水貯留設備の運転操作及び監視
- カ 脱臭設備の運転操作及び監視
- キ 自家発電設備の運転操作及び監視
- ク 受配電設備の運転操作及び監視
- ケ 計装設備の運転操作及び監視
- コ 遠隔制御装置の運転操作及び監視
- サ 埼玉県・上下水道局の指示による送水停止等の運転操作及び監視
- シ その他関連設備の運転操作及び監視
- ス 運転日報等の作成
- セ 指定様式による運転日報の作成（大雨・台風時）
- ソ ②に掲げる保守点検業務等に係る関係帳簿の作成

② 保守点検業務

- ア ①に掲げる各設備の保守点検
- イ 上下水道局が発注する上記各設備の工事・修繕・委託作業における立会
- ウ 電気事業法第42条に基づく保安規定に係る電気設備の日常及び定期巡視点検
- エ その他関係法令等に基づく各種点検業務等
- オ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項に基づく告示第13号に定められた空調機器の簡易点検（3ヵ月ごと）

③ 緊急時対応業務

- ア 大雨警報発令及び台風の接近等、集中豪雨災害の発生が予測される時は、緊急配備による監視、運転操作等により対応を図ること。
- イ 地震災害、事故、重大故障及び事件等想定外の事態が発生した場合は、上下水道局への連絡体制の強化及び事態の状況把握並びに事態の収束に努めること。
- ウ 連続して休日が続く場合、中間日に設備機器等の運転を要する時は必要な業務を行うこと。
- エ 青木橋排水ポンプ場は、集中豪雨災害の発生が予測される場合、現地に於て操作並びに監視等の対応を図ること。
※現地には危険物取扱者(乙種第4類)の有資格者を配置すること。
- オ 緊急時を想定した研修・訓練を年2回実施し、訓練結果報告書を上下水道局に提出すること。

④ 環境整備業務

- ア 施設内の清掃及び各階各室内の清掃並びに整理整頓
- イ 除塵機設備等運転後の機器及び周辺の手入れ
- ウ ポンプ場内の除草及び樹木の剪定作業(無人ポンプ場も含む)
- エ 元郷排水ポンプ場の除雪作業(出入口周辺道路の含む)

別表-2

主要設備概要 (1/6)

場 名	機 器 名	機 器 仕 様
元郷排水ポンプ場 (雨水排除)	1・2号雨水ポンプ	○形式 立軸ニ床式斜流ポンプ 口径 1,500mm 揚水量 5m ³ /s 揚程 8.5m ○モータ 出力 610kw 850PS 回転数 255rpm 電圧 AC6, 600V ○エンジン 出力 850PS 回転数 980min ⁻¹
	3号雨水ポンプ	○形式 立軸ニ床式斜流ポンプ 口径 2,000mm 揚水量 10m ³ /s 揚程 8.5m 回転数 220min ⁻¹ ○エンジン 出力1,700PS 回転数 900rpm
	1・2号水中ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 700mm 揚水量 60m ³ /min 揚程 9.5m 回転数 580rpm 出力 140 k wリアクトル起動 電圧 AC400V
	内ゲート	水門巻上式 (電動)
	外ゲート	水門巻上式 (電動)
	1～6号自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動)
	非常用発電機	○ディーゼルエンジン (三菱重工) 製造者 明電舎 型式 ZXM312LPB 出力 250kVA 200V

別表-2

主要設備概要 (2/6)

場 名	機 器 名	機 器 仕 様
青木橋排水ポンプ場 (雨水排除・汚水中継)	1号雨水ポンプ	○形式 立軸斜流ポンプ 口径 700mm 揚水量 1m ³ /s 揚程 6m ○モータ 出力 85kwリアクトル起動 回転数 585rpm 電圧 AC3, 300V
	2・3号雨水ポンプ	○形式 立軸斜流ポンプ 口径 700mm 揚水量 1m ³ /s 揚程6m 回転数 585rpm ○エンジン 出力125PS 回転数 1,200rpm
	1・2号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 250mm 揚水量 6.6m ³ /min 揚程 12m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 22kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	流出ゲート	水門巻上式 (電動)
	自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動)
	非常用発電機	○ディーゼルエンジン (マツダXB) 製造者 明電舎 型式 ZXT50P4B 出力 45kVA 200V

別表-2

主要設備概要 (3/6)

場 名	機 器 名	機 器 仕 様
寿町ポンプ場 (汚水中継)	1・2号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 200mm 揚水量 4.5m ³ /min 揚程 15m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 18.5kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動) (洗浄機・脱水機付)
東領家中継ポンプ場 (汚水中継)	1・2号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 150mm 揚水量 2.1m ³ /min 揚程 16m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 15kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	2号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 200mm 揚水量 5.5m ³ /min 揚程 23m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 37kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動)
	非常用発電機	○ディーゼルエンジン (ヤンマー) 製造者 東京電機 出力 100kVA 200V
椰木橋中継ポンプ場 (汚水中継)	1・2号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 250mm 揚水量 6.69m ³ /min 揚程 16m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 30kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	1・2号汚泥ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 80mm 揚水量 0.8m ³ /min 揚程 10m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 3.7kw直入起動 電圧 AC200V
	流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	沈砂洗浄装置	汚泥ポンプ式 (洗浄機・脱水機付)

別表-2

主要設備概要 (4/6)

場 名	機 器 名	機 器 仕 様
中央橋中継ポンプ場 (汚水中継)	1・2号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 400mm 揚水量 18m ³ /min 揚程 16m 回転数 9800min ⁻¹ 出力 75kwスターデルタ起動 電圧 AC400V
	5・6号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 300mm 揚水量 10.02m ³ /min 揚程 16m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 37kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	1・2号流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	1・2号自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動)
二軒在家排水ポンプ場 (雨水排除・ 汚水ピット排水)	1～3号雨水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 400mm 揚水量 21m ³ /min 揚程 16m 回転数 980min ⁻¹ 出力 55kwスターデルタ起動 電圧 AC400V
	4号雨水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 400mm 揚水量 18m ³ /min 揚程 12.9m 回転数 1,000min ⁻¹ 出力 55kwスターデルタ起動 電圧 AC400V
	1号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 150mm 揚水量 1.5m ³ /min 揚程 10m 回転数 1,000min ⁻¹ 出力 6kw直入起動 電圧 AC200V
	流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動)

別表-2

主要設備概要 (5/6)

場 名	機 器 名	機 器 仕 様
青木中継ポンプ場 (汚水中継)	1・2・6号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 400mm 揚水量 6.6m ³ /min 揚程 16m 回転数 1,000min ⁻¹ 出力 75kwスターデルタ起動 電圧 AC400V
	5号汚水ポンプ (休止中)	
	3・4床排水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 100mm 揚水量 1.4m ³ /min 揚程 8.6m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 3.7kw直入起動 電圧 AC400V
	流入ゲート(1)	水門巻上式 (電動)
	流入ゲート(2)	水門巻上式 (電動)
	ポンプ井号流入ゲート(1)(2)	水門巻上式 (電動)
青木中継雨水貯留 (青木中継ポンプ場内) (雨水排除・汚水中継)	10号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 200mm 揚水量 3.6m ³ /min 揚程 11m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 11kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	11・12号雨水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 400mm 揚水量 23.9m ³ /min 揚程 13.5m 回転数 990min ⁻¹ 出力 90kwスターデルタ起動 電圧 AC400V
青木雨水ポンプ室 (青木中継ポンプ場内) (雨水排除)	1・2号雨水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 300mm 揚水量 11.3m ³ /min 揚程 15m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 45kwスターデルタ起動 電圧 AC400V

別表-2

主要設備概要 (6/6)

場 名	機 器 名	機 器 仕 様
領家第八公園ポンプ場 (雨水排除・ 汚水ピット排水)	1～3号雨水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 250mm 揚水量 6.6m ³ /min 揚程 12m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 22kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	1号汚水ポンプ	○形式 水中ポンプ 口径 250mm 揚水量 6.6m ³ /min 揚程 12m 回転数 1,500min ⁻¹ 出力 22kwスターデルタ起動 電圧 AC200V
	流入ゲート	水門巻上式 (電動)
	自動除塵機	背面降下前面掻揚式 (電動)

別表-3

運転監視業務

業 務 名		詳 細
日 常 業 務	運転監視業務	旧芝川の水位監視及び調整
		各無人ポンプ場の水位監視及び調整
		各無人ポンプ場のポンプ運転時間・電流値等の監視
		各無人ポンプ場の流入ゲートの開度調整
		各マンホールポンプ室のポンプ運転時間・電流値等の監視
		各雨水貯留の水位監視及び調整
		各吐口ゲートの水位監視
		各雨水吐き室の水位監視
	水中ポンプの運転、停止、切替	旧芝川の水位調整（水中ポンプ1号・2号の運転）
	運転モード設定切替	各ポンプ場の排水ポンプの昼夜運転切換・ 各ポンプ場の流入ゲートの開度調整
不 定 期 業 務	日報データ入力	運転操作記録 電力量・水道メータ等の記録
	日報作成、集計、チェック	日報チェック後、監督員へ提出
	雨天時の運転切換	元郷排水ポンプ場の雨水ポンプ運転 元郷排水ポンプ場の除塵機の運転・清掃 各吐口ゲートの開放 青木橋排水ポンプ場の流出ゲートの閉鎖・雨水ポンプ運転 青木橋排水ポンプ場の除塵機の運転・清掃 汚水ポンプ場の流入ゲートの閉鎖
		大雨洪水警報等の発令時 元郷排水ポンプ場除塵機河川ゴミ排除及び 青木橋排水ポンプ場運転要員の動員
		震度4以上の地震※の発生時 モニター監視により異常の有無確認し、異常等が確認された場合は各ポンプ場の点検を行い、監督員へ報告 （震度5弱以上は「川口市地域防災計画」に準じ監督員の指示により職員参集）
		デマンド監視 夏期時間帯ピーク電力監視
		修繕・工事等の対応 送水停止等の調整実施
		各自治体等からの照会対応 クラウドシステムからのデータ出力
		埼玉県等からの電話応対 送水停止等の調整要請時は監督員へ連絡し指示を仰ぐ

※ 該当地域：川口市内並びに埼玉県南部・東京都23区（離島を除く）

別表-4

保守点検業務（場外施設設備も含む）

頻度	業 務 名	設 備	業 務 概 要
日 常	巡回点検記録	場内各施設設備	・巡回点検記録（点検用紙による） ・各部施錠確認（目視） ・建築物等巡視（目視） ・施設の巡視及び清掃（目視、清掃は汚損時）
	負荷設備日常巡視点検記録	負荷設備	自家用電気工作物保安規程に基づく負荷設備の日常巡視点検
	危険物量の確認記録	地下タンク貯蔵施設	危険物量記録、液面計点検、リークテスト（基本週 1 回）
1 ヶ 月 定 期	受配電設備日常巡視点検記録	受配電設備	自家用電気工作物保安規程に基づく受配電設備の日常巡視点検
	非常用発電機始動試験記録	非常用自家発電設備	・自家用電気工作物保安規程に基づく非常用自家発電設備の日常巡視点検 ・内燃機関始動試験
	蓄電池点検記録	CVCF 蓄電池 自家発電蓄電池	自家用電気工作物保安規程に基づく受配電設備に係る蓄電池の日常巡視点検
	地下タンク貯蔵所点検	地下タンク貯蔵施設	点検表に基づく目視点検
	クレーン点検記録	3.5 t クレーン、 1.5 t クレーン	試運転操作機能点検

別表-5

各設備点検等業務（再委託）（1/2）

頻度	業 務 名	設 備	業 務 概 要
1 カ 年 定 期	水位計保守点検	市内各ポンプ場 マンホールポンプ室等	詳細は第2章3項 元郷排水ポンプ場ほか水位 計保守点検業務（マンホー ルポンプ室も含む）による
	電気設備保守点検	元郷排水ポンプ場管内	詳細は第2章4項 元郷排水ポンプ場ほか電気 設備保守点検業務による
	計装設備保守点検	元郷排水ポンプ場管内 （元郷排水ポンプ場・青木橋排水ポ ンプ場・東領家中継ポンプ場非常用 自家発電機も含む）	詳細は第2章5項 元郷排水ポンプ場ほか計装 設備保守点検業務による
	遠隔監視装置保守点検	市内各ポンプ場 マンホールポンプ室等	詳細は第2章6項 元郷排水ポンプ場ほか遠隔 監視設備保守点検業務によ る
	雨水吐口ゲート保守点検	元郷排水ポンプ場管内 竪前橋ポンプ場管内 横曽根中継ポンプ場管内	詳細は第2章8項 雨水吐口ゲート点検業務に よる
	電磁流量計保守点検	横曽根中継ポンプ場 新堀中継ポンプ場 里ポンプ場	詳細は第2章9項 電磁流量計点検業務による
	元郷排水ポンプ場ほか 1カ所クレーン点検	元郷排水ポンプ場 辻ポンプ場	詳細は第2章12項 元郷排水ポンプ場ほか1カ 所クレーン点検業務による
	元郷排水ポンプ場ほか 1カ所受水槽等清掃	元郷排水ポンプ場 里ポンプ場	詳細は第2章13項 元郷排水ポンプ場ほか1カ 所受水槽等清掃業務による
	流域下水道水質分析	市内19カ所（別表-21を参照）	詳細は第2章14項 流域下水道水質分析業務 による

別表-5

各設備点検等業務（再委託）(2/2)

頻度	業 務 名	設 備	業 務 概 要
6 カ 月 定 期	消防設備保守点検	元郷排水ポンプ場管内	詳細は第2章7項 元郷排水ポンプ場ほか消防 設備保守点検業務による
日 常	清掃管理等業務	元郷排水ポンプ場管内	詳細は第2章10項 元郷排水ポンプ場ほか清掃 管理等業務による
	河川ゴミ清掃運搬業務	元郷排水ポンプ場内	詳細は第2章11項 元郷排水ポンプ場河川ゴミ 清掃運搬業務による

2. マンホールポンプ室保守管理業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

- (A) マンホールポンプ室の保守点検
 - ① マンホールポンプ室内の内部点検及び簡易清掃
 - ② ポンプ及び周辺付帯機器、ケーブルの点検
 - ③ 制御盤及びポンプまでの埋設ケーブルの絶縁測定
- (B) 指定箇所のマンホール内の下水ゴミ用の籠交換・清掃
- (C) マンホールポンプ引き上げ点検
 - ① ポンプ及び周辺付帯機器、ケーブルの点検
- (D) マンホールポンプ引き上げ点検
 - ① ポンプ閉塞等の緊急時ポンプ引き上げ点検

(2) 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。(所在地等は別表-6、7を参照)

- (A) マンホールポンプ室の保守点検
 - ① 制御盤点検 月1回/カ所×16カ所(巡回点検)
 - ② ポンプ閉塞等緊急時オンコール対応(故障、電流値異常、高水位等)
- (B) 下水ゴミ用の籠交換 月1回/カ所×1カ所
(石神地下ポンプ室ほか(流入口4カ所, 月1回程度)
※下水ゴミ用の籠は貸与する。但し、委託終了後は返却すること。
- (C) マンホールポンプの引上げ点検
 - ① マンホール内部目視点検及び簡易清掃
 - ・マンホール蓋の点検
 - ・マンホール内の異物、浮遊物、堆積物、流入管流入状況の確認
 - ・水位計ケーブル、ポンプケーブルの絡み及び損傷の点検
 - ・ポンプ及び逆止弁の振動・異音の確認
 - ・マンホール内部の簡易清掃、マンホール接合目地のひび割れ、漏水の点検
- (D) マンホールポンプの緊急時引上げ点検
 - ① マンホールポンプ引上げ点検
 - ・異常高水位の痕跡確認
 - ・マンホール内の異物、浮遊物、堆積物、流入管流入状況の確認
 - ・吊り下げチェーン、ポンプケーブルの点検
 - ・ポンプ外観、吸込み口及び羽根車の点検
 - ・閉塞物等の除去及び清掃
 - ・再装着後のポンプ試運転及び電流値等の確認
- (E) マンホールポンプ並びに雨水吐き室(雨水分水人孔も含む)のオンコール点検
 - ① オンコール点検
 - ・元郷排水ポンプ場から末端設備への通信対向試験
 - ・末端施設の制御盤への簡易清掃
 - ・点検後の動作試験

(3) 事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

(A) マンホールポンプの引上げ点検

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

(B) マンホールポンプの緊急引上げ点検

本業務は緊急時のため、その実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする

※緊急時対応のためトラッククレーンを所有すること（購入・リースは問わない）

別表-6

マンホールポンプ室点検委託箇所一覧(1/3)

A:マンホールポンプ室の保守点検

B:下水ゴミ用の籠交換

C:マンホールポンプ引上げ点検

D:マンホールポンプの緊急時引上げ点検

※:ラフタークレーン使用

	施 設 名	委 託 場 所	設 備 規 格	A	B	C	D
1	青木中継雨水貯留	川口市上青木1-18	0.06m ³ /s×11kW×200φ×1台 0.398m ³ /s×90kW×400φ×2台				○
2	南前川雨水貯留	川口市南前川1-14	0.03m ³ /s×5.5kW×100φ×1台				○
3	青木雨水ポンプ室※	川口市上青木1-18	0.188m ³ /s×45kW×300φ×2台			○	○
4	弥平四丁目排水ポンプ室	川口市弥平4-3-3	0.133m ³ /s×22kW×300φ×2台			○	○
5	SKIPシティ雨水貯留	川口市上青木3-12	0.072m ³ /s×11kW×200φ×2台				○
6	芝西1丁目排水ポンプ室	川口市芝西1-17	0.0075m ³ /s×1.5kW×80φ×2台			○	○
7	芝樋ノ爪雨水貯留	川口市芝樋ノ爪1-7-1	0.0059m ³ /s×1.5kW×65φ×2台				○
8	並木元町雨水貯留※	川口市並木元町1-76	0.034m ³ /s ×15kW×150φ×2台				○
9	五右衛門橋地下ポンプ室	川口市朝日2-4-3	0.025m ³ /s×3.7kW×100φ×2台			○	○
10	門樋橋地下ポンプ室	川口市本町1-19	0.0216m ³ /s×3.7kW×100φ×2台			○	○
11	朝日町地下ポンプ室	川口市朝日1-5-1	0.036m ³ /s×5.5kW×150φ×2台			○	○
12	オートレース場西中継ポンプ室	川口市青木5-15	0.11m ³ /s×22kW×250φ×1台			○	○
13	焼却場前中継ポンプ室	川口市青木3-15-1	0.063m ³ /s×15kW×200φ×2台			○	○
14	柳根地下ポンプ室	川口市柳根町29	0.0153m ³ /s×1.5kW×80φ×2台	○		○	○
15	幸栄公園地下ポンプ室	川口市栄町3-1	0.05m ³ /s×11kW×150φ×2台			○	○
16	柳崎第5公園地下ポンプ室	川口市柳崎1-4	0.031m ³ /s×11kW×100φ×2台			○	○
17	芝上谷地下ポンプ室	川口市大字芝7214	0.011m ³ /s×7.5kW×80φ×2台	○		○	○
18	戸塚東小学校前地下ポンプ室	川口市戸塚東3-31	0.036m ³ /s×5.5kW×150φ×2台	○		○	○
19	戸塚東1丁目地下ポンプ室	川口市戸塚東1-8-1	0.0078m ³ /s×3.7kW×80φ×2台	○		○	○
20	東川口3丁目地下ポンプ室	川口市東川口3-8-24	0.0083m ³ /s×1.5kW×80φ×2台	○		○	○
21	長蔵1丁目地下ポンプ室	川口市長蔵1-24-28	0.022m ³ /s×5.5kW×100φ×2台			○	○
22	戸塚1丁目地下ポンプ室	川口市戸塚1-24-20	0.0067m ³ /s×3.7kW×80φ×2台			○	○
23	北原台地下ポンプ室	川口市北原台1-26-23	0.0074m ³ /s×3.7kW×80φ×2台	○		○	○
24	東川口2丁目地下ポンプ室	川口市東川口2-6-2	0.0088m ³ /s×3.7kW×80φ×2台			○	○
25	東川口6丁目地下ポンプ室	川口市東川口5-1-4	0.0393m ³ /s×11kW×150φ×2台	○		○	○
26	北原台2丁目地下ポンプ室	川口市北原台2-23-23	0.0050m ³ /s×3.7kW×80φ×2台	○		○	○
27	境橋西地下ポンプ室	川口市大字安行領根岸3267	0.0026m ³ /s×1.5kW×80φ×2台	○		○	○
28	安行吉蔵地下ポンプ室	川口市大字安行吉蔵368	0.012m ³ /s×3.7kW×80φ×2台	○		○	○
29	東内野地下ポンプ室	川口市大字東内野372-1	0.009m ³ /s×5.5kW×80φ×2台	○		○	○
30	石神地下ポンプ室	川口市大字石神227	0.003m ³ /s×1.5kW×80φ×2台	○	○	○	○

(住所はすべて地先)

別表-6

マンホールポンプ室点検委託箇所一覧(2/3)

A:マンホールポンプ室の保守点検

B:下水ゴミ用の籠交換

C:マンホールポンプ引上げ点検

D:マンホールポンプの緊急時引上げ点検

※:ラフタークレーン使用

	施 設 名	委 託 場 所	設 備 規 格	A	B	C	D
31	伊刈西地下ポンプ室	川口市大字伊刈881	0.016m ³ /s×3.7kW×80φ×2台			○	○
32	東内野第2地下ポンプ室	川口市大字東内野439-4	0.025m ³ /s×7.5kW×100φ×2台	○		○	○
33	根岸南地下ポンプ室	川口市大字安行領根岸2559-23	0.003m ³ /s×0.75kW×65φ×2台			○	○
34	東内野第3地下ポンプ室	川口市大字東内野204-5	0.0026m ³ /s×1.5kW×80φ×2台			○	○
35	芝支所北地下ポンプ室	川口市大字芝6832-1	0.005m ³ /s×1.5kW×80φ×2台			○	○
36	安行藤八地下ポンプ室	川口市大字安行藤八840-57	0.00265m ³ /s×1.5kW×80φ×2台			○	○
37	春風園第三地下ポンプ室	川口市上青木5-25	0.033m ³ /s×7.5kW×150φ×2台			○	○
38	立野際橋地下ポンプ室※	川口市西川口2-16-24	0.5m ³ /s×37kW×500φ×2台			○	○
39	仲町中学校地下ポンプ室※	川口市西川口2-16-1	0.5m ³ /s×11kW×500φ×2台			○	○
40	鬼沢橋地下ポンプ室	川口市西川口1-35-13.14	0.5m ³ /s×37kW×500φ×2台			○	○
41	緑橋地下ポンプ室	川口市緑町6	0.022m ³ /s×3.7kW×100φ×2台			○	○
42	飯塚ポンプ室※	川口市飯塚3-11-6	0.2m ³ /s×37kW×300φ×2台 0.002m ³ /s×5.5kW×150φ×2台			○	○
43	西公民館前地下ポンプ室	川口市飯塚2-3-3	0.017m ³ /s×2.2kW×100φ×2台			○	○
44	桜町雨水貯留	川口市桜町3	0.0208m ³ /s×7.5kW×100φ×2台				○
45	青陵高校南地下ポンプ室	川口市大字神戸423	0.045m ³ /s×15kW×150φ×2台				○
46	青陵高校西第一地下ポンプ室	川口市大字神戸539-5	0.026m ³ /s×7.5kW×80φ×2台				○
47	八幡木地下ポンプ室	川口市八幡木3-18-20	0.004m ³ /s×0.75kW×65φ×2台				○
48	里第1地下ポンプ室	川口市大字里1085-9	0.0335m ³ /s×7.5kW×150φ×2台				○
49	里第2地下ポンプ室	川口市大字里610-1	0.0053m ³ /s×0.75kW×65φ×2台				○
50	里第3地下ポンプ室	川口市大字新井宿521	0.011m ³ /s×5.5kW×100φ×2台				○
51	新井宿地下ポンプ室	川口市大字新井宿521	0.011m ³ /s×5.5kW×100φ×2台				○
52	新井宿第2地下ポンプ室	川口市大字新井宿56-1	0.0027m ³ /s×2.2kW×80φ×2台				○
53	南鳩ヶ谷第1地下ポンプ室	川口市南鳩ヶ谷2-1-4	0.0047m ³ /s×1.5kW×80φ×2台				○
54	神戸地下ポンプ室	川口市大字神戸629-4	0.0026m ³ /s×2.2kW×80φ×2台				○
55	神戸第2地下ポンプ室	川口市大字神戸579-31	0.00265m ³ /s×2.2kW×80φ×2台				○
56	春風園第一地下ポンプ室	川口市上青木2-50	0.033m ³ /s×7.5kW×150φ×2台				○
57	春風園第二地下ポンプ室	川口市上青木2-38	0.033m ³ /s×7.5kW×100φ×2台				○
58	二ツ橋第一地下ポンプ室	川口市芝中田2-45-13	0.042m ³ /s×5.5kW×100φ×2台				○
59	二ツ橋第二地下ポンプ室	川口市芝1-47-23	0.025m ³ /s×3.7kW×100φ×2台				○
60	芝4丁目排水ポンプ室	川口市芝5-3-12	0.034m ³ /s×5.5kW×150φ×2台				○

(住所はすべて地先)

別表-6

マンホールポンプ室点検委託箇所一覧(3/3)

A:マンホールポンプ室の保守点検

B:下水ゴミ用の籠交換

C:マンホールポンプ引上げ点検

D:マンホールポンプの緊急時引上げ点検

※:ラフタークレーン使用

	施 設 名	委 託 場 所	設 備 規 格	A	B	C	D
61	辻雨水ポンプ室	川口市大字辻	0.128m ³ /s×11kW×250φ×2台				○
62	幸町雨水ポンプ室	川口市幸町2-9	0.025m ³ /s×5.5kW×150φ×1台				○
63	西立野地下ポンプ室	川口市大字西立野374	0.003m ³ /s×1.5kW×80φ×2台				○
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							

(住所はすべて地先)

別表-7

施設所在地一覧（雨水吐き室（分水人孔））

番号	施 設 名	所 在 地	備 考
1	雨水吐き室（分水人孔）		
2	西方寺雨水吐き室	川口市青木4-19-7	子局（親局→元郷）
3	焼却場前雨水吐き室	川口市青木3-14-16	〃
4	領家小学校前雨水吐き室	川口市領家3-17-1	〃
5	オート北雨水吐き室	川口市上青木1-22	〃
6	オート中央雨水吐き室	川口市青木5-21	〃
7	五右衛門橋雨水吐き室	川口市青木4-24	〃
8	八間通り雨水吐き室	川口市栄町1-5-10	〃
9	六間通り雨水吐き室	川口市栄町1-13	〃
10	本町通り雨水吐き室	川口市本町2-10-12	〃
11	正覚寺落雨水吐き室	川口市元郷3-22	〃
12	中の橋雨水吐き室	川口市末広1-6	〃
13	榑木橋雨水吐き室	川口市領家2-30	〃
14	防火道路幹線雨水吐き室	川口市元郷2-15-14	〃
15	新朝日橋幹線雨水吐き室	川口市朝日2-12	〃
16	青木橋幹線雨水吐き室	川口市末広1-11-11	〃
17	女子高脇幹線分水人孔	川口市上青木3-1	子局（親局→元郷・竪前橋）
18	武永橋幹線分水人孔	川口市上青木1-15	〃
19	新橋雨水吐き室	川口市上青木西3-9	〃
20	丁張橋下雨水吐き室	川口市上青木西4-27	〃
21	丁張橋雨水吐き室	川口市上青木西4-27	〃
22	川口工高向側雨水吐き室	川口市南前川2-11	〃
23	安楽寺前通り幹線雨水吐き室	川口市上青木2-6	〃
24			
25			

(指示なき住所はすべて地内)

3. 元郷排水ポンプ場ほか水位計保守点検業務（マンホールポンプ室も含む）

（１）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

- （Ａ）本業務はポンプ場、地下ポンプ室、雨水貯留等の適正な運転を円滑に行えるように水位計等の点検整備、警報設定器の動作試験を行うものである。
- （Ｂ）水位計の検出器等の保守点検
 - ① 水位計の検出器等の点検及び簡易清掃
 - ② 消耗品の交換
 - ③ 点検後の動作確認

（２）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-8を参照）

- （Ａ）水位計及び付属機器等の保守点検
 - ① 水位計及び付属機器等の保守点検 年1回/カ所×20カ所（巡回点検）
 - ② 点検箇所は監督員と十分協議の上、決定すること
 - ③ 検出器本体の清掃、消耗品の交換（Ｏリング、ベロフラム、圧力伝達液、アレスタ等）
 - ④ 付属機器の点検調整等
 - ⑤ 水位による自動運転及び警報用水位設定器等の動作試験

（３）事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表-8

水位計点検委託箇所一覧(1/6)

	施 設 名	設 置 場 所	方 式	メーカー	検出器型式	変換器型式	中継箱
1	元郷排水ポンプ場	1号ポンプ井	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB180A-02	有
2	〃	2,3号ポンプ井	〃	〃	〃	PSB130D	〃
3	〃	旧芝川	〃	〃	〃	PSB130A	〃
4	〃	調圧水槽	〃	〃	〃	PSB180A	〃
5	〃	荒川	エアーパージ	東京計装	CP-22-100-B		
6	〃	冷却水槽	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB182A	無
7	寿町ポンプ場	雨水井	〃	〃	SL102A	PSB110D	有
8	〃	汚水井	〃	〃	SL180C	PSB180A-02	〃
9	〃	調圧水槽	エアーパージ	横河	DPF110-3-AVVCB-ACA		
10	中央橋中継ポンプ場	ポンプ井 1	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB180D	有
11	〃	〃 井 2	〃	〃	〃	〃	〃
12	榑木橋中継ポンプ場	ポンプ井	〃	〃	SL130C	PSB130D	〃
13	東領家中継ポンプ場	〃	〃	〃	SL180C	PSB182D	無
14	青木橋排水ポンプ場	〃	〃	〃	〃	PSB130D	有
15	青木中継ポンプ場	ポンプ井 1	〃	〃	〃	PSB182D	無
16	〃	〃 井 2	〃	〃	〃	〃	有
17	二軒在家排水ポンプ場	ポンプ井	〃	〃	〃	〃	〃
18	二軒在家排水ポンプ場	新芝川水位	〃	〃	〃	PSB180A	有
19	領家第八公園ポンプ場	ポンプ井	〃	〃	〃	PSB182A	無
20	荒川町ポンプ場	No1 吸水槽	〃	〃	〃	PSB180D	有
21	〃	No2 吸水槽	〃	〃	〃	〃	〃
22	〃	水中ポンプ井	〃	〃	FQK22BB3-210		
23	〃	調圧水槽	〃	〃	〃		
24	新堀中継ポンプ場	ポンプ井	〃	〃	SL180C	PSB180A	有
25	横曽根中継ポンプ場	1～4号ポンプ井	〃	〃	SL130C	PSB130D	〃
26	〃	5号ポンプ井	〃	〃	〃	〃	〃
27	横曽根排水ポンプ場	1～5号ポンプ井 A	〃	〃	〃	〃	〃
28	〃	〃 B	〃	〃	〃	〃	〃
29	〃	6,7号ポンプ井 A	〃	〃	〃	〃	〃
30	〃	〃 B	〃	〃	〃	〃	〃
31	仲町排水ポンプ場	ポンプ井	〃	〃	SL180C	PSB180D	〃
32	緑町ポンプ場	汚水井	〃	〃	〃	PSB180A	〃
33	〃	雨水井	〃	〃	SL130C	PSB180A-02	〃
34	立野際橋地下ポンプ室	汚水井	〃	〃	SL180C	PSB180A	〃
35	仲町中学校ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	PSB180A	〃
36	竪前橋ポンプ場	雨水井	〃	〃	SL130C	PSB130A	〃
37	〃	汚水井	〃	〃	〃	〃	〃

* JFE=JFEアドバンテック株式会社

* NOHKENの水位計は、消耗品はないので全取替になる

* SL140Cの水位計は、水没型である。

別表-8

水位計点検委託箇所一覧(2/6)

	施設名	設置場所	方式	メーカー	検出器型式	変換器型式	中継箱
38	堅前橋ポンプ場	堅川	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB180A	有
39	〃	冷却水槽	〃	〃	〃	PSB180A-02	〃
40	丁張橋中継ポンプ場	ポンプ井	〃	〃	SL130C	〃	〃
41	伊刈排水機場	1～4号ポンプ井	〃	〃	〃	PSB130D	〃
42	〃	5～7号ポンプ井	〃	〃	〃	PSB130A	〃
43	〃	導水路	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃	芝川	〃	〃	〃	〃	〃
45	里ポンプ場	雨水流入渠	〃	〃	SL180C	PSB182A	無
46	〃	No.1 雨水ポンプ井	〃	〃	〃	〃	〃
47	〃	No.2 雨水ポンプ井	〃	〃	〃	〃	〃
48	〃	雨水調圧水槽	〃	〃	〃	〃	〃
49	〃	No.1 汚水ポンプ井	〃	〃	〃	〃	〃
50	〃	No.2 汚水ポンプ井	〃	〃	〃	〃	〃
51	〃	汚水流入渠	〃	〃	〃	〃	〃
52	南鳩ヶ谷ポンプ場	旧芝川	〃	〃	〃	〃	有
53	〃	流入渠	〃	〃	〃	〃	〃
54	辻ポンプ場	雨水流入渠	〃	東芝	AP3293HCQAC2		無
55	〃	雨水ポンプ井	〃	〃	AP3293JCQAC2		〃
56	〃	吐出槽	〃	〃	AP3293JCQZC2		〃
57	桜町貯留管排水施設	No1 特殊人孔 ポンプ井水位	〃	JFE	SL180C	PSB-6136-01	無
58	〃	No1 特殊人孔 上段水位	〃	〃	〃	〃	〃
59	〃	No1 特殊人孔 下段水位	〃	〃	〃	〃	〃
60	〃	No1 特殊人孔 放流先水位	〃	〃	〃	〃	〃
61	〃	放流先	〃	〃	〃	〃	〃
62	〃	No2 特殊人孔 上段水位	〃	〃	〃	〃	〃
63	東川口貯留管排水施設	貯留槽	〃	〃	〃	PSB-6238	〃
64	〃	公園ポンプ場 ポンプ井	〃	〃	SL-600C	〃	〃

* JFE=JFEアドバンテック株式会社

* NOHKENの水位計は、消耗品はないので全取替になる

* SL140Cの水位計は、水没型である。

別表-8

水位計点検委託箇所一覧(3/6)

	施 設 名	設 置 場 所	方 式	メーカー	検出器型式	変換器型式	中継箱
	元郷排水ポンプ場管轄ゲート室						
1	青木橋流出ゲート	青木橋ポンプ場内	投込圧力式	JFE	SL130C	PSB130A	有
2	五右衛門橋吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	〃	PSB132A	無
3	五右衛門橋雨水吐き室	吐き室	〃	〃	〃	PSB130A	有
4	オートレース場北側 吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	〃	PSB132A	無
5	オートレース場北側 雨水吐き室	吐き室	〃	〃	〃	PSB130A	有
6	西方寺脇吐口ゲート	ゲート室	〃	NOHKEN	PL880	PL1100	無
7	西方寺脇雨水吐き室	吐き室	〃	JFE	SL130C	PSB130A	無
8	焼却場前吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C-01	PSB132A	有
9	焼却場雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL130C	PSB130A	無
10	朝日町吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL180C	PSB182A	有
11	新朝日橋雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL130C	PSB130D	無
12	六間通り吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C-01	PSB132A	有
13	六間通り雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL140C	ALC142A	無
14	本町通り吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C-01	PSB132A	有
15	本町通り雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL130C	PSB130A	無
16	本町台貫所吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C	PSB130A	有
17	領家小学校前吐口ゲート	ゲート室	〃	〃			有
18	領家小学校前雨水吐き室	吐き室	〃	NOHKEN	PL880	PL1100	無
19	防火道路吐口ゲート	ゲート室	〃	JFE	SL130C	PSB130A	有
20	榑木橋吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	〃	PSB182A	有
21	榑木橋幹線雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL180C	PSB130A	無
22	オートレース場中央 吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C	PSB132A	有
23	オートレース場中央 雨水吐き室	吐き室	〃	〃	〃	PSB130A	無
24	青木橋吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	〃	PSB182A	有
25	青木橋雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL180C	PSB130A	無
26	中の橋吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C	PSB182A	有
27	中の橋幹線雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL180C	PSB130A	無
28	正覚寺落吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C	PSB182A	有
29	正覚寺落雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL180C	ALC142A	無
30	八間通り吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL140C	PSB132A	有
31	八間通り雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL130C-01	PSB130A	無

* JFE=JFEアドバンテック株式会社

* NOHKENの水位計は、消耗品はないので全取替になる

* SL140Cの水位計は、水没型である。

別表-8

水位計点検委託箇所一覧(4/6)

	施 設 名	設 置 場 所	方 式	メーカー	検出器型式	変換器型式	中継箱
	豎前橋ポンプ場管轄ゲート室						
1	丁張橋吐口ゲート(新)	ゲート室	投込圧力式	JFE	SL130C	PSB130A	有
2	丁張橋吐口ゲート(旧)	—	—	—	—	—	—
3	豎川橋吐口ゲート(新)	ゲート室	投込圧力式	JFE	SL130C	PSB130D	有
4	豎川橋雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL180C	PSB182A	無
5	豎川橋吐口ゲート(旧)	—	—	—	—	—	—
6	新橋吐口ゲート(新)	ゲート室	投込圧力式	JFE	SL130C	PSB130A	有
7	新橋雨水吐き室	吐き室	〃	〃	SL180C	PSB182A	無
8	新橋吐口ゲート(旧)	—	—	—	—	—	—
9	武永橋吐口ゲート	ゲート室	投込圧力式	〃	SL180C	PSB180A	有
10	武永橋幹線分水人孔	分水人孔	〃	〃	〃	PSB182A	無
11	女子高脇幹線分水人孔	〃	〃	〃	〃	〃	無
12	丁張橋下吐口ゲート	ゲート室	〃	〃	SL130C	PSB130A	有

* JFE=JFEアドバンテック株式会社

* NOHKENの水位計は、消耗品はないので全取替になる

* SL140Cの水位計は、水没型である。

別表-8

水位計点検委託箇所一覧(5/6)

	施設名	設置場所	方式	メーカー	検出器型式	変換器型式	中継箱
	地下ポンプ室						
1	門樋橋地下ポンプ室	ポンプ井	フリクト	—	—	—	—
2	五右衛門橋地下ポンプ室	〃	〃	—	—	—	—
3	朝日町地下ポンプ室	〃	〃	—	—	—	—
4	オートレース場西 中継ポンプ室	〃	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB180A	有
5	焼却場前中継ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	柳根地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL130C	PSB130D	〃
7	幸栄公園地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	PSB180A	〃
8	柳崎第五公園 地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	PSB180A	〃
9	青木雨水ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	PSB180A-02	〃
10	芝上谷地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB130A	〃
11	青陵高校南地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB182A	〃
12	弥平四丁目排水ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	青陵高校西第一 地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB182A	〃
14	戸塚東小学校前 地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB182A	〃
15	戸塚東1丁目地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB182A	〃
16	東川口3丁目地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
17	戸塚1丁目地下P室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
18	長蔵1丁目地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
19	北原台地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20	東川口2丁目地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
21	東川口6丁目地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
22	北原台2丁目地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
23	境橋西地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
24	芝西1丁目排水ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB130D	〃
25	安行吉蔵地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB130A	〃
26	東内野地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
27	神戸地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
28	石神地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
29	伊刈西地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL140C	ALC142A	〃
30	東内野第2地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	ALC180A	〃
31	新井宿地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
32	新井宿第2地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	PSB182A	〃

* JFE=JFEアドバンテック株式会社

* NOHKENの水位計は、消耗品はないので全取替になる

* SL140Cの水位計は、水没型である。

別表-8

水位計点検委託箇所一覧(6/6)

	施設名	設置場所	方式	メーカー	検出器型式	変換器型式	中継箱
33	根岸南地下ポンプ室	ポンプ井	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB182A	無
34	青木中継雨水貯留	〃	〃	〃	SL130C	PSB130D	有
35	南前川雨水貯留	〃	〃	〃	SL140C	ALC640A	〃
36	S K I Pシティ雨水貯留	内水位	〃	〃	SL130C	PSB132A	無
37	〃	外水位	〃	〃	SL130C	PSB130A	有
38	東内野第3地下ポンプ室	ポンプ井	〃	〃	SL180C	PSB182A	無
39	八幡木地下ポンプ室	〃	〃	エバラ	型式EDWG 20		
40	里第一地下ポンプ室	〃	〃	〃	型式EDWG		
41	里第二地下ポンプ室	〃	〃	〃	型式EDWG		
42	里第三地下ポンプ室	〃	〃	〃	型式EDWG		
43	南鳩ヶ谷第一地下ポンプ室	〃	〃	JFE	SL180C	PSB182A	無
44	芝樋ノ爪雨水貯留	〃	〃	新明和	PN2-LE		
45	芝支所北地下ポンプ室	〃	〃	JFE	SL180C	PSB182A	無
46	荒川町ポンプ場流入渠 ポンプ場	〃	〃	〃	〃	〃	〃
47	神戸地下第2ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
48	立野際橋地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL130C	〃	有
49	鬼沢橋地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
50	仲町中学校地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	〃	〃
51	緑橋地下ポンプ室	〃	フリクト	—	—	—	—
52	飯塚ポンプ室	〃	投込圧力式	JFE	SL180C	PSB180A	有
53	西公民館前地下ポンプ室	〃	フリクト	—	—	—	—
54	春風園第一地下ポンプ室	〃	〃	—	—	—	—
55	春風園第二地下ポンプ室	〃	〃	—	—	—	—
56	春風園第三地下ポンプ室	〃	〃	—	—	—	—
57	二ツ橋第一地下ポンプ室	〃	投込圧力式	JFE	SL130C	PSB130A	有
58	二ツ橋第二地下ポンプ室	〃	〃	〃	SL180C	PSB182A	無
59	並木元町雨水貯留	〃	〃	〃	〃	〃	有
60	安行藤八地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
61	幸町雨水ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
62	西立野地下ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃
63	辻雨水ポンプ室	〃	〃	〃	〃	〃	〃

* JFE=JFEアドバンテック株式会社

* NOHKENの水位計は、消耗品はないので全取替になる

* SL140Cの水位計は、水没型である。

4. 元郷排水ポンプ場ほか電気設備保守点検業務（元郷排水ポンプ場管内）

（１）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は元郷排水ポンプ場ほか８カ所のポンプ場等について、川口市上下水道局水道局自家用電気工作物保安規定に基づき、自家用電気工作物工事、維持及び運用に関する保安業務を行うものである。なお、業務実施にあたり必要な保安規程の制定及び電気主任技術者の選定については、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項に基づき本業務に含まれる。

（２）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-9、10を参照）

（A）自家用電気工作物の保守点検

- ① 保護継電器動作試験（高圧・低圧）
- ② 接地抵抗測定試験
- ③ 絶縁抵抗測定試験（高圧・低圧）
- ④ 受変電設備点検（外観・清掃その他）

（B）電気主任技術者業務

- ① 高圧電気工事、年次点検時等（低圧受電設備も含む）における年1回の立会
- ② 電気工作物が技術基準に適合するために必要な指導及び助言
- ③ 月例点検（年1回の年次点検実施月を除く、年11回）
（月例点検の点検項目：外観点検、電圧・電流測定、接地線漏洩電流測定等）
- ④ 官公庁申請届出及び書類作成
- ⑤ その他電気事業法及び保安規程に定められた業務

（C）緊急対応

- ① 電気事故発生時における緊急措置の協力
- ② 電気事故原因探求の協力
- ③ 電気事故再発防止のため執るべき措置の指導及び助言
- ④ 必要に応じて臨時点検

（D）その他特記事項

- ① 点検作業は、晴天日に電気主任技術者の立ち合いのうえ行うこと。
- ② 必要に応じた機器の調整・部品交換及び小修理は、本業務に含むものとする。
- ③ 異常等が発見された場合は、電気主任技術者及び上下水道局職員と処置等を協議し決定するものとする。
- ④ 高電圧部分の作業は、有資格者並びに熟練者が行うこと。
- ⑤ 着手前及び完了時に提出する書類は、電気主任技術者及び上下水道局職員の承認を受けること。
- ⑥ 関係法令に従い、業務を実施すること。

（３）事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表-9

施設所在地一覧

番号	施設名	所在地	対象箇所	備考
1	元郷排水ポンプ場	川口市元郷 2-3-10	◎	高圧受電
1-1	寿町ポンプ場	川口市川口1-7-7	◎	低圧受電
1-2	青木橋排水ポンプ場	川口市青木2-13-13	◎	高圧受電
1-3	東領家中継ポンプ場	川口市東領家5-6-10	◎	低圧受電
1-4	榑木橋中継ポンプ場	川口市領家5-2-1	◎	高圧受電
1-5	中央橋中継ポンプ場	川口市本町2-10-12	◎	〃
1-6	青木中継ポンプ場	川口市上青木1-18	◎	〃
1-7	二軒在家排水ポンプ場	川口市朝日4-12	◎	〃
1-8	領家第八公園ポンプ場	川口市領家1-15	◎	〃
2	横曽根中継ポンプ場	川口市宮町17-26		高圧受電
2-1	横曽根排水ポンプ場	川口市宮町16-64		〃
2-2	仲町排水ポンプ場	川口市西川口6-19-29		〃
2-3	緑町ポンプ場	川口市緑町4-4		〃
2-4	飯塚ポンプ室	川口市飯塚3-11-6		〃
2-5	立野際橋地下ポンプ室	川口市西川口2-16-24		〃
2-6	仲町中学校地下ポンプ室	川口市西川口2-16-1		〃
3	里ポンプ場	川口市大字里103-1		高圧受電
3-1	南鳩ヶ谷ポンプ場	川口市前田1268-1		低圧受電
3-2	辻ポンプ場	川口市大字南鳩ヶ谷7-20-1		高圧受電
4	堅前橋ポンプ場	川口市南前川1-7-4		高圧受電
4-1	丁張橋中継ポンプ場	川口市上青木西4-27		低圧受電
4-2	伊刈排水機場	川口市本前川町3-1-8		〃
5	荒川町ポンプ場	川口市荒川町地先		高圧受電
6	新堀中継ポンプ場	川口市榛松3-46-25		高圧受電

(指示なき住所はすべて地内)

別表-10

各受変電設備 (1/3)

設備名称	主 要 機 器 名 称	形式・能力	数 量	備 考
受 電	○元郷排水ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 840kw 設備容量 840kVA	—	PAS 受電
	400V 動力変圧器	乾式 500kVA 6.6kV/420V	1	
	200V 動力変圧器	乾式 300kVA 6.6kV/210V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 50kVA 210V/105V	1	
	非常用発電機	200V 250kVA	1	別途点検
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	11	
	接地抵抗	測定箇所	6	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	8	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	197	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	65	
	○寿町ポンプ場受電設備	3φ3W 210V-105V 受電電力 28kw 設備容量 150kVA	—	低圧受電
	保護継電器 (低圧)	試験箇所	3	
	接地抵抗	測定箇所	1	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	47	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	28	
	○青木橋排水ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 99kw 設備容量 200kVA	—	PAS 受電
	6.6kV/3.3kV 動力変圧器	乾式 200kVA 6.6kV/3.3kV	1	
	200V 動力変圧器	乾式 100kVA 3.3kV/210V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 10kVA 210V/105V	1	
	非常用発電機	200V 45kVA	1	別途点検
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	6	
	接地抵抗	測定箇所	5	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	8	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	42	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	26	
	○東領家中継ポンプ場受変電設備	3φ3W 210V-105V 受電電力 43kw 設備容量 150kVA	—	低圧受電
	非常用発電機	200V 30kVA	1	別途点検
	保護継電器 (低圧)	試験箇所	3	
	接地抵抗	測定箇所	2	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	54	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	7	

別表-10

各受変電設備 (2/3)

設備名称	主 要 機 器 名 称	形式・能力	数 量	備 考
受 電	○榑木橋中継ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 33kw 設備容量 150kVA	—	PAS 受電
	400V 動力変圧器	乾式 150kVA 6.6kV/420V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 10kVA 6.6kV/210V-105V	1	
	非常用発電機	200V 45kVA	1	別途点検
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	5	
	接地抵抗	測定箇所	5	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	4	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	39	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	15	
	○中央橋中継ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 33kw 設備容量 150kVA	—	PAS 受電
	400V 動力変圧器	乾式 500kVA 6.6kV/210V	1	
	200V 動力変圧器	乾式 150kVA 420V/210V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 7.5kVA 420V/210V-105V	1	
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	8	
	接地抵抗	測定箇所	7	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	6	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	70	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	31	
	○青木中継ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 349kw 設備容量 1,000kVA	—	PAS・UGS 2 回線受電
	400V 動力変圧器	乾式 1,000kVA 6.6kV/420V	1	
	200V 動力変圧器	乾式 15kVA 6.6kV/210V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 10kVA 6.6kV/210V-105V	1	
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	17	
	接地抵抗	測定箇所	5	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	11	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	58	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	22	

別表-10

各受変電設備 (3/3)

設備名称	主 要 機 器 名 称	形式・能力	数 量	備 考
受 電	○二軒在家排水ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 253kw 設備容量 500kVA	—	UGS 受電
	400V 動力変圧器	乾式 300kVA 6.6kV/210V	1	
	200V 動力変圧器	乾式 50kVA 420V/210V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 10kVA 420V/210V-105V	1	
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	8	
	接地抵抗	測定箇所	9	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	5	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	60	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	16	
	○領家第八公園ポンプ場受変電設備	3φ3W 6.6kV 受電電力 249kw 設備容量 400kVA	—	UGS 受電
	400V 動力変圧器	乾式 400kVA 6.6kV/210V	1	
	200V 動力変圧器	乾式 50kVA 420V/210V	1	
	100V 電灯変圧器	乾式 10kVA 420V/210V-105V	1	
	保護継電器 (高圧・低圧)	試験箇所	7	
	接地抵抗	測定箇所	5	
	絶縁抵抗 (高圧)	〃	3	
	絶縁抵抗 (低圧)	〃	82	
	受変電設備 (外観・その他)	点検箇所	26	

5. 元郷排水ポンプ場ほか計装設備保守点検業務（元郷排水ポンプ場管内）

（１）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

- （A）本業務は元郷排水ポンプ場管内に設置されているシーケンサー、継電器盤及び非常用自家発電設備等の点検を行うものである。
- （B）シーケンサー及び継電器盤等の保守点検
 - ① シーケンサー及び継電器盤等の点検及び簡易清掃
 - ② 消耗品の交換
 - ③ 点検後の動作確認
- （C）元郷排水ポンプ場・青木橋排水ポンプ場・東領家中継ポンプ場非常用自家発電機の保守点検
 - ① 非常用自家発電機の点検及び簡易清掃
 - ② 消耗品の交換
 - ③ 点検後の動作確認

（２）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-1 1 を参照）

- （A）シーケンサー及び継電器盤等の保守点検
 - ① バックアッププログラムの照合
 - ② 機能確認
 - ③ 電源電圧測定
 - ④ システム動作確認
 - ⑤ デジタル入出力確認
 - ⑥ 清掃、消耗品の交換
- （B）非常用自家発電機の保守点検（仕様・諸元は別表-1 2 を参照）
 - ① 発電機点検
 - ② 制御盤点検
 - ③ 機関点検
 - ④ 充電器・蓄電池点検
 - ⑤ 始動停止・保護連動試験
 - ⑥ 無負荷運転試験
 - ⑦ 清掃、消耗品の交換

（３）事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表- 1 1

施設所在地一覧

番号	施 設 名	所 在 地	備 考
1	元郷排水ポンプ場	川口市元郷 2-3-10	非常用自家発電機も含む
1-1	寿町ポンプ場	川口市川口1-7-7	
1-2	青木橋排水ポンプ場	川口市青木2-13-13	非常用自家発電機も含む
1-3	東領家中継ポンプ場	川口市東領家5-6-10	非常用自家発電機も含む
1-4	榑木橋中継ポンプ場	川口市領家5-2-1	
1-5	中央橋中継ポンプ場	川口市本町2-10-12	
1-6	青木中継ポンプ場	川口市上青木1-18	
1-7	二軒在家排水ポンプ場	川口市朝日4-12	
1-8	領家第八公園ポンプ場	川口市領家1-15	

(指示なき住所はすべて地内)

別表- 1 2

非常用自家発電設備仕様・諸元一覧

施 設 名	仕 様 ・ 諸 元	
元郷排水ポンプ場	出力	250kVA 200V
	型式	ZXM312LPB
	製造者	明電舎
	製造年	2023 年
	機関	ディーゼルエンジン (三菱重工)
青木橋排水ポンプ場	出力	45kVA 200V
	型式	ZXT50P4B
	製造者	明電舎
	製造年	1991 年
	機関	ディーゼルエンジン (マツダ XB)
東領家中継ポンプ場	出力	100kVA 200V
	型式	YAP100E
	製造者	ヤンマー
	製造年	1994 年
	機関	ディーゼルエンジン (ヤンマー)

6. 元郷排水ポンプ場ほか遠隔監視装置保守点検業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

- (A) 本業務は親局4カ所(豎前橋ポンプ場、元郷排水ポンプ場、横曽根中継ポンプ場、里ポンプ場)にて、遠方監視制御を行っているクラウド監視制御装置の整備点検を行うものである。
- (B) クラウド監視制御装置の保守点検
 - ① クラウド監視制御装置の保守点検
 - ② クラウド監視制御装置の簡易清掃
 - ③ 消耗品の交換
 - ④ 点検後の動作確認

(2) 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。(所在地等は別表-13を参照)

- (A) クラウド監視制御装置の保守点検の保守点検 年1回(巡回点検)
 - ① クラウド監視制御装置の電源電圧測定
 - ② 警報・表示・アンテナレベル状態確認清掃、消耗品の交換
 - ③ アナログ対向試験
 - ④ デジタル対向試験
 - ⑤ 装置清掃
 - ⑥ 点検後の動作確認

(3) 事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表-13
施設所在地一覧

番号	施設名	所在地	備考
1	元郷排水ポンプ場	川口市元郷 2-3-10	親局
1-1	寿町ポンプ場	川口市川口1-7-7	子局（親局→元郷）
1-2	青木橋排水ポンプ場	川口市青木2-13-13	〃
1-3	東領家中継ポンプ場	川口市東領家5-6-10	〃
1-4	榑木橋中継ポンプ場	川口市領家5-2-1	〃
1-5	中央橋中継ポンプ場	川口市本町2-10-12	〃
1-6	青木中継ポンプ場	川口市上青木1-18	〃
1-7	二軒在家排水ポンプ場	川口市朝日4-12	〃
1-8	領家第八公園ポンプ場	川口市領家1-15	〃
2	横曽根中継ポンプ場	川口市宮町17-26	親局
2-1	横曽根排水ポンプ場	川口市宮町16-64	子局（親局→横曽根）
2-2	仲町排水ポンプ場	川口市西川口6-19-29	〃
2-3	緑町ポンプ場	川口市緑町4-4	〃
2-4	飯塚ポンプ室	川口市飯塚3-11-6	〃
3	里ポンプ場	川口市大字里103-1	親局
4	堅前橋ポンプ場	川口市南前川1-7-4	親局
4-1	丁張橋中継ポンプ場	川口市上青木西4-27	子局（親局→堅前橋）
4-2	伊刈排水機場	川口市本前川町3-1-8	〃
5	新堀中継ポンプ場	川口市榛松3-46-25	子局（親局→元郷）
6	雨水貯留施設		
6-1	南前川雨水貯留	川口市南前川1-14	子局（親局→元郷）
6-2	SKIPシティ雨水貯留	川口市上青木3-12	〃
6-3	芝樋ノ爪雨水貯留	川口市芝樋ノ爪1	〃
6-4	並木元町雨水貯留	川口市並木元町1-76	〃
6-5	幸町小学校雨水貯留	川口市幸町3-25	〃
6-6	東川口雨水貯留	川口市東川口2	〃

（指示なき住所はすべて地内）

7. 元郷排水ポンプ場ほか消防設備保守点検業務（元郷排水ポンプ場管内）

（１）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は消防法第17条3の3に基づき元郷排水ポンプ場ほか9ヵ所の消防設備の正常な機能を維持するため、法定保守点検を行うものである。

（２）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-14を参照）

(A) 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところにより、機器＋総合点検を毎年度1回、機器点検を毎年度1回行うものとする。

① 点検項目は下記とする。（詳細は別表-15を参照）

- ・ 消火器
- ・ 二酸化炭素消火設備
- ・ 屋内消火栓設備
- ・ 連結散水設備
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 非常警報設備
- ・ 避難設備
- ・ 防火排煙設備
- ・ 火災報知受信機及びそれに伴う配線

(B) 点検日等については、該当施設の危険物取扱者と十分打合せのうえ、業務実施計画書、工程表を提出し、監督員の承認を受けてから実施すること。

(C) 点検終了後、速やかに消防用設備等点検結果報告書を冊子として作成し、各消防用設備の点検票を添付し、監督員に提出すること。

(D) 点検の結果、不良箇所が発見された場合には、消防用設備等点検結果報告書とは別に不良箇所一覧を作成し、不良の内容、場所等を分かりやすく表示し、監督員に提出すること。

（３）その他

- ① 事業者は本業務を行うに当たって、設備又はその他の備品等に損傷を与えぬよう注意し、万一損傷を与えた場合は監督員に報告のうえ、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、事業者の負担とする。
- ② 必要に応じて、機器の調整・部品交換及び修理を行うこと。
- ③ 異常箇所が発見された場合は、監督員に至急報告し、対策等については、協議の上、本市の解釈するところによる。
- ④ 作業にあたっては、関係法規を遵守すると共に、労働者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- ⑤ 着手前及び完了時に提出する書類は、監督員の承認を受けること。
- ⑥ 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更はしないものとする。（著しく相違がある場合は、監督員と協議）
- ⑦ 業務の履行に際し発生する廃棄物の処分については、適正に行うこと。またそれに要する費用は、事業者の負担とする。
- ⑧ 点検時の機械警備会社への連絡は、事業者において行うこと

⑨ 事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表-14
施設所在地一覧

番号	施設名	所在地	対象箇所	備考
1	元郷排水ポンプ場	川口市元郷 2-3-10	◎	所轄：南消防署
1-1	寿町ポンプ場	川口市川口1-7-7	◎	〃
1-2	青木橋排水ポンプ場	川口市青木2-13-13	◎	〃
1-3	東領家中継ポンプ場	川口市東領家5-6-10	◎	〃
1-4	榑木橋中継ポンプ場	川口市領家5-2-1	◎	〃
1-5	中央橋中継ポンプ場	川口市本町2-10-12	◎	〃
1-6	青木中継ポンプ場	川口市上青木1-18	◎	〃
1-7	二軒在家排水ポンプ場	川口市朝日4-12	◎	〃
1-8	領家第八公園ポンプ場	川口市領家1-15	◎	〃
1-9	青木倉庫	川口市青木3-14-32	◎	〃
2	荒川町ポンプ場	川口市荒川町地先		所轄：南消防署
3	横曽根中継ポンプ場	川口市宮町17-26		所轄：南消防署
3-1	横曽根排水ポンプ場	川口市宮町16-64		〃
3-2	仲町排水ポンプ場	川口市西川口6-19-29		〃
3-3	緑町ポンプ場	川口市緑町4-4		〃
3-4	飯塚ポンプ室	川口市飯塚3-11-6		〃
3-5	仲町中学校地下ポンプ室	川口市西川口2-16-1地先		〃
4	里ポンプ場	川口市大字里103-1		所轄：東消防署
4-1	辻ポンプ場	川口市南鳩ヶ谷7-20-1		〃
4-2	南鳩ヶ谷ポンプ場	川口市大字前田1268-1		〃
5	竪前橋ポンプ場	川口市南前川1-7-4		所轄：北消防署
5-1	丁張橋中継ポンプ場	川口市上青木西4-27		〃
5-2	伊刈排水機場	川口市本前川町3-1-8		〃
6	新堀中継ポンプ場	川口市榛松3-46-25		所轄：東消防署

(指示なき住所はすべて地内)

別表-15

消防用設備等内訳 (1/4)

		消 火 設 備											
		消 火 器					二酸化炭素消火設備						
		50 型	20 型	10型		計	二 酸 化 炭 素 容 器	起 動 用 ガ ス 容 器	選 択 弁	起 動 装 置 (操 作 箱)	警 報 装 置 ・ ス ピー カー	制 御 盤	火 災 感 知 器
				計	加 圧 式								
1	元郷排水ポンプ場		2	13		15							
1-1	寿町ポンプ場			3		3							
1-2	青木橋排水ポンプ場			6		6							
1-3	東領家中継ポンプ場			3		3							
1-4	榑木橋中継ポンプ場			2		2							
1-5	中央橋中継ポンプ場			2		2							
1-6	青木中継ポンプ場			2		2							
1-7	二軒在家排水ポンプ場			2		2							
1-8	領家第八公園ポンプ場			2		2							
1-9	青木倉庫			1		1							
	計	0	2	36	0	38	0	0	0	0	0	0	0

		消 火 設 備											
		二酸化炭素消火設備											
		非 常 電 源 装 置	ピ ス ト ン レ リー ザ	放 出 表 示 灯	噴 射 ヘ ッド	作 動 試 験	配 線 点 検	放 出 試 験					
1	元郷排水ポンプ場												
1-1	寿町ポンプ場												
1-2	青木橋排水ポンプ場												
1-3	東領家中継ポンプ場												
1-4	榑木橋中継ポンプ場												
1-5	中央橋中継ポンプ場												
1-6	青木中継ポンプ場												
1-7	二軒在家排水ポンプ場												
1-8	領家第八公園ポンプ場												
1-9	青木倉庫												
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表-15

消防用設備等内訳 (2/4)

		消 火 設 備											
		屋内消火栓設備								連結散水設備			
		制 御 盤	加 圧 送 水 装 置	消 火 栓 格 納 箱	消 火 栓 起 動 装 置	放 水 試 験	配 線 点 検			送 水 口	散 水 ヘ ッ ド		
1	元郷排水ポンプ場												
1-1	寿町ポンプ場												
1-2	青木橋排水ポンプ場												
1-3	東領家中継ポンプ場												
1-4	榑木橋中継ポンプ場												
1-5	中央橋中継ポンプ場												
1-6	青木中継ポンプ場												
1-7	二軒在家排水ポンプ場												
1-8	領家第八公園ポンプ場												
1-9	青木倉庫												
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		警 報 設 備											
		自動火災報知設備											
		受信機 (P型1級) DC24V		配 線 点 検	発 信 機	表 示 灯	地 区 音 響	感 知 器					
								熱 感 知					
								10 回線 以下	20 回線	定温 スポッ ト	防 水	定温 スポッ ト	防 爆
1	元郷排水ポンプ場	1		1	4	4	6	3	2		15	39	
1-1	寿町ポンプ場												
1-2	青木橋排水ポンプ場												
1-3	東領家中継ポンプ場												
1-4	榑木橋中継ポンプ場												
1-5	中央橋中継ポンプ場												
1-6	青木中継ポンプ場												
1-7	二軒在家排水ポンプ場												
1-8	領家第八公園ポンプ場												
1-9	青木倉庫												
	計	1	0	1	4	4	6	3	2	0	15	39	

別表-15

消防用設備等内訳 (3/4)

		警 報 設 備									
		自動火災報知設備			非常警報設備						
		感 知 器			アンプ 4/10L DC24V	非常電源 DC24V	スピー カー	配 線 点 検			
		煙 感 知									
光 電 式 ス ポ ッ ト	イ オ ン 化 式 ス ポ ッ ト	煙 光 電 分 離 式									
1	元郷排水ポンプ場										
1-1	寿町ポンプ場										
1-2	青木橋排水ポンプ場										
1-3	東領家中継ポンプ場										
1-4	榑木橋中継ポンプ場										
1-5	中央橋中継ポンプ場										
1-6	青木中継ポンプ場										
1-7	二軒在家排水ポンプ場										
1-8	領家第八公園ポンプ場										
1-9	青木倉庫										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		避 難 設 備											
		緩 降 機	避 難 口 誘 導 灯 B 級	避 難 口 誘 導 灯 C 級	避 難 標 識	通 路 誘 導 灯 A 級	通 路 誘 導 灯 B 級	通 路 誘 導 灯 C 級	階 段 通 路 誘 導 灯	配 線 点 検			
1	元郷排水ポンプ場	1	6	3	1		4		1	1			
1-1	寿町ポンプ場												
1-2	青木橋排水ポンプ場												
1-3	東領家中継ポンプ場												
1-4	榑木橋中継ポンプ場												
1-5	中央橋中継ポンプ場												
1-6	青木中継ポンプ場												
1-7	二軒在家排水ポンプ場												
1-8	領家第八公園ポンプ場							1					
1-9	青木倉庫												
	計	1	6	3	1	0	4	1	1	1	0		

別表-15

消防用設備等内訳（4/4）

		防排煙設備										
		防火ダンパー			配線点検	防火扉				防排煙制御設備		
		制御盤 DC24V	ダンパー	煙光電感知器		制御盤 DC24V	防火戸	煙光電感知器	音響装置	排煙窓	操作函	
1	元郷排水ポンプ場											
1-1	寿町ポンプ場											
1-2	青木橋排水ポンプ場											
1-3	東領家中継ポンプ場											
1-4	榑木橋中継ポンプ場											
1-5	中央橋中継ポンプ場											
1-6	青木中継ポンプ場											
1-7	二軒在家排水ポンプ場											
1-8	領家第八公園ポンプ場											
1-9	青木倉庫											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8. 雨水吐口ゲート点検業務（元郷排水ポンプ場管内・豎前橋ポンプ場管内・横曽根中継ポンプ場管内）

（１）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

- (A) 本業務はポンプ場、雨水吐口ゲートが故障なく常時良好な状態で開閉動作ができるよう、その状態を維持するためにゲート全般にわたる点検整備を行うものである。
- (B) ゲート機器の保守点検
 - ① ゲート機器等の点検及び簡易清掃
 - ② 消耗品の交換
 - ③ 点検後の動作確認

（２）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-16を参照）

- (A) ゲート機器等の保守点検
 - ① ゲート機器等の保守点検 年1回/カ所×8カ所（巡回点検）
 - ② 点検箇所は監督員と十分協議の上、決定すること
- (B) 点検内容
 - ① ゲート機器の清掃
 - ② 各機材部の塗装（鉄蓋の裏面塗装含む）
 - ③ 絶縁抵抗測定及びゲート開閉時の電流測定
 - ④ 酸素濃度測定
 - ⑤ グリース補給
 - ⑥ ステムナット交換
 - ⑦ 鉄蓋パッキン交換
 - ⑧ コネクター部の防水対策
 - ⑨ 外観及びピット内の全体的な状態点検
 - ⑩ 扉体の点検
 - (ア) 構造全体 振動・変形・腐食等
 - (イ) 水密ゴム 劣化・漏水・損傷等
 - (ウ) 水密ゴム押え 金属の変形・ボルトナットの緩み
 - ⑪ 戸当たり（全般） 損傷・磨耗・腐食等
 - ⑫ スピンドル（軸類） 取付状態・作動状況・グリースの状況・変形・損傷等
 - ⑬ 開閉装置 作動状況・トルクリミットスイッチ調整等
 - ⑭ 基礎コンクリート 亀裂・破損等
 - ⑮ 鉄蓋 ボルト締め付け調整等
 - ⑯ その他 必要に応じ調整

（３）事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表-16
施設所在地一覧

番号	施設名	所在地	所轄	備考
1	オート北雨水吐口ゲート	川口市上青木1-22	元郷	開閉操作あり
2	中の橋雨水吐口ゲート	川口市末広1-1-2	〃	〃
3	防火道路雨水吐口ゲート	川口市元郷2-15-14	〃	〃
4	オート中央雨水吐口ゲート	川口市青木5-21	〃	〃
5	五右衛門橋雨水吐口ゲート	川口市青木4-24	〃	〃
6	焼却場前雨水吐口ゲート	川口市青木3-14-16	〃	〃
7	朝日町雨水吐口ゲート	川口市朝日2-1	〃	〃
8	西方寺脇雨水吐口ゲート	川口市青木4-19-7	〃	開閉操作なし（常開）
9	正覚寺落雨水吐口ゲート	川口市元郷3-22	〃	〃
10	青木橋雨水吐口ゲート	川口市朝日1-5-1	〃	〃
11	六間通り雨水吐口ゲート	川口市栄町1-13	〃	〃
12	八間通り雨水吐口ゲート	川口市栄町1-5-10	〃	〃
13	本町通り雨水吐口ゲート	川口市本町2-10-12	〃	〃
14	領家小学校前雨水吐口ゲート	川口市領家3-17-1	〃	〃
15	本町台貫所吐口ゲート	川口市本町1-17	〃	開閉操作あり
16	榑木橋吐口ゲート	川口市領家4-2-26	〃	〃
17	青木橋排水ポンプ場流出ゲート	川口市青木2-13-13	〃	〃
18	丁張橋下吐口ゲート(新)	川口市上青木西1-15	豎前橋	〃
19	丁張橋吐口ゲート(新)	川口市上青木西4-27	〃	〃
20	丁張橋吐口ゲート(旧)	川口市上青木西4-27	〃	開閉操作なし（常開）
21	武永橋吐口ゲート	川口市上青木3-14	〃	開閉操作あり
22	新橋吐口ゲート(新)	川口市上青木西3-11	〃	〃
23	新橋吐口ゲート(旧)	川口市上青木西3-9	〃	開閉操作なし（常開）
24	豎川橋吐口ゲート（新）	川口市上青木西3-11	〃	開閉操作あり
25	豎川橋吐口ゲート（旧）	川口市上青木西3-11	〃	開閉操作なし（常開）
26	豎川橋吐口ゲート吐口(豎前橋)	川口市南前川1-7-4	〃	〃
27	横曽根中継ポンプ場菖蒲川放流弁	川口市宮町17-26	横曽根	開閉操作あり
28	横曽根中継ポンプ場流入弁	〃	〃	開閉操作あり（常開）

(指示なき住所はすべて地先)

9. 電磁流量計点検業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は横曽根中継ポンプ場、新堀中継ポンプ場、里ポンプ場に設置されている電磁流量計（変換器、検出器、記録計、積算計、指示計）の整備点検を行うものである。

(2) 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-17を参照）

(A) 電磁流量計の保守点検

① 電磁流量計等の保守点検 年1回（巡回点検）

(B) 点検内容

- ① 発信器の励磁コイル絶縁抵抗測定
- ② 変換器の特性試験及び清掃
- ③ 記録計の特性試験及び清掃
- ④ 積算計の特性試験及び清掃
- ⑤ 指示計の特性試験及び清掃
- ⑥ ループテスト（テストモード）にて実施

(3) 事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

また、公道上で点検作業を行う場所は交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

別表- 17

施設所在地並び点検項目一覧

場 所	品 名	製造会社名	型 式
横曽根中継ポンプ場 (川口市 宮町 17-26 地内)	口 径		φ 500
	変換器	横河電機(株)	AXFA11G-D1-01/A/EG
	検出器	横河電機(株)	AM405DG-UG1-LSJ-000*A/ECG
	記録計	横河電機(株)	436101-1
	積算計	オムロン(株)	MC20D
新堀中継ポンプ場 (川口市 榛松 3-46-25 地内)	口 径		φ 500
	変換器	横河電機(株)	AXFA11G-D1-01/A/EG
	検出器	横河電機(株)	AXF500G-NNUL1S-CG11-0NA
	記録計	横河電機(株)	DX1002-3-4-1/USB1
	積算計	オムロン(株)	H7EC
里ポンプ場 (川口市 大字里 103-1 地内)	口 径		φ 600
	変換器	島津製作所	T787F11
	検出器	島津製作所	T782F60025182
	積算	横河電機(株)	SIND-100A
	記録計	(株)東芝	KK2E1100408
	指示計	島津製作所	EKM15H

10. 元郷排水ポンプ場ほか清掃管理等業務（元郷排水ポンプ場管内）

（1）業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は各ポンプ場の適正な清掃管理等について定めるものであり、川口市上下水道局業務委託基準約款並びに本仕様書に基づき実施するものである。

（2）業務の内容

業務内容は次のとおりとする。（所在地等は別表-18を参照）

また、元郷排水ポンプ場においては、樋管ゲート室、歩廊の清掃を週1回行うこと。

（A）事務室、ポンプ室等清掃業務（(7)項 事務室、ポンプ室等清掃業務特記仕様を参照）

（B）除塵機等清掃業務（(8)項 除塵機等清掃業務特記仕様を参照）

（3）作業従事者の確保

安全を考慮し、各ポンプ場の作業は必ず複数で実施すること。

（4）作業日、時間、作業開始終了報告等

（A）作業は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。

（B）作業開始は、施設職員に了承を得てから開始すること。

（C）作業終了時には、施設職員等に終了の報告をすること。

（5）清掃業務等に必要な清掃用具、材料等の負担区分

（A）業務に使用する清掃用具等は貸与とし、大切に使用すること。

（B）水道、電力使用並びに脱臭剤等の薬剤は、川口市上下水道局で用意したものを使用すること。

（6）その他の事項

（A）ポンプ場内各施設の機器、備品等の盗難防止、火気の取り扱い並びに戸締り、施設関係者以外の立入りについては、充分注意を払い、事故発生防止に努めること。

また、本業務施設付近の環境美化にも注意を払い作業すること。

（B）年度当初に業務実施計画書（作業従事者名簿、緊急連絡体制表）を提出し、監督員の承諾を得ること。

（C）月末までに業務実施計画書（来月分）を提出し、承諾を得ること。

（D）安全衛生管理には充分注意し、作業等を実施すること。

別表-18
施設所在地一覧

番号	施設名	所在地	備考
1	元郷排水ポンプ場	川口市元郷 2-3-10	
2	寿町ポンプ場	川口市川口1-7-7	
3	青木橋排水ポンプ場	川口市青木2-13-13	
4	東領家中継ポンプ場	川口市東領家5-6-10	
5	榑木橋中継ポンプ場	川口市領家5-2-1	
6	中央橋中継ポンプ場	川口市本町2-10-12	
7	二軒在家排水ポンプ場	川口市朝日4-12	
8	青木中継ポンプ場	川口市上青木1-18	
9	領家第八公園ポンプ場	川口市領家1-15	

(指示なき住所はすべて地内)

(7) 事務室、ポンプ室等清掃業務特記仕様

- (A) 事務室、ポンプ室、操作室、電気室、玄関、階段、便所、給湯室の清掃を週1回実施する。(操作卓、操作盤は除く)(別表-19、別図2を参照)
- (B) 清掃方法
- ① 作業は効率的、かつ迅速に行い、粗漏のないようにすること。
 - ② 水拭き清掃は、常に清水を使用し、汚水を飛散させることのないようモップ雑巾を固く絞って使用し、汚れが残らないようにすること。
 - ③ ガラス類及び金属類の清掃仕上げは、良質の乾布を使用すること。

(8) 除塵機等清掃業務特記仕様

- (A) 清掃内容、方法(別表-20、別図2を参照)
- ① 除塵機設備等を運転し、河川ゴミ、し渣、沈砂をベルトコンベアにて専用ボックスまたは専用ドラム缶に収納する。
 - ② 除去収納を確認し、除塵機設備等を停止する。
 - ③ 停止確認後、除塵機設備等を洗浄し設備に付着した「スクリーンかす」を除去清掃する。(乾燥すると固着してしまうため)
 - ④ 状況により、消毒液及び脱臭剤散布を実施すること。
- (B) 作業上の注意
- ① 電動機部分等は、洗浄しないこと。(感電等の防止)
 - ② 建物、機械設備等に異常があるときは、速やかに監督員等に報告し、指示を受けること。
 - ③ 安全には充分注意し、実施すること。(安全優先)
 - ④ 労働安全衛生法等の各種法令を遵守し、作業を実施すること。

別表-19

清掃場所・清掃面積一覧（事務室等）（1/2）

番号	施設名	清掃場所	面積	備考
1	元郷排水ポンプ場	3階事務室	48.8㎡	
		3階操作室	29.5㎡	
		電気室	64.8㎡	
		エンジン室	84.2㎡	
		ポンプ室、屋内駐車場	81.8㎡	
		内外階段、玄関ホール	34.8㎡	
		3階便所	4.4㎡	
		3階給湯室	7.1㎡	
		4階事務室	42.1㎡	
		4階会議室	58.1㎡	踊り場含む
		4階便所	1.3㎡	
		4階給湯室	1.9㎡	
		除塵機室	157.2㎡	
		計	606.0㎡	
2	寿町ポンプ場	電気室	18.8㎡	
		監視操作室	13.5㎡	便所含む
		ポンプ室	124.7㎡	
		除塵機室	36.4㎡	
		計	193.4㎡	
3	青木橋排水ポンプ場	電気室	26.9㎡	
		監視操作室	35.1㎡	
		エンジン室	44.3㎡	
		汚泥ドラム缶置き場	11.2㎡	
		ポンプ室、除塵機室	98.8㎡	便所含む
		計	216.3㎡	
4	東領家中継ポンプ場	電気室・発電機室	58.3㎡	便所含む
		機械室	71.8㎡	
		地下配管室	27.6㎡	
		計	157.7㎡	
5	榑木橋中継ポンプ場	電気室	28.3㎡	
		除塵機室	132.2㎡	
		蓄電池室	16.8㎡	
		地下配管室	40.5㎡	
		計	217.8㎡	外便所含む
6	中央橋中継ポンプ場	電気室	41.6㎡	便所含む
		地下ポンプ室	97.5㎡	
		計	139.1㎡	

別表-19

清掃場所・清掃面積一覧（事務室等）（2/2）

番号	施設名	清掃場所	面積	備考
7	二軒在家排水ポンプ場	電気室	38.6 m ²	便所含む
		地下ポンプ室	97.8 m ²	
		計	136.4 m ²	
8	青木中継ポンプ場	1階電動弁スペース	111.3 m ²	外階段含む
		2階電気室	94.4 m ²	便所含む
		計	205.7 m ²	
9	領家第八公園 ポンプ場	電気室	41.3 m ²	
		地下倉庫(B1F)	138.0 m ²	
		ポンプ室(B2F)	154.8 m ²	便所含む
		計	334.1 m ²	

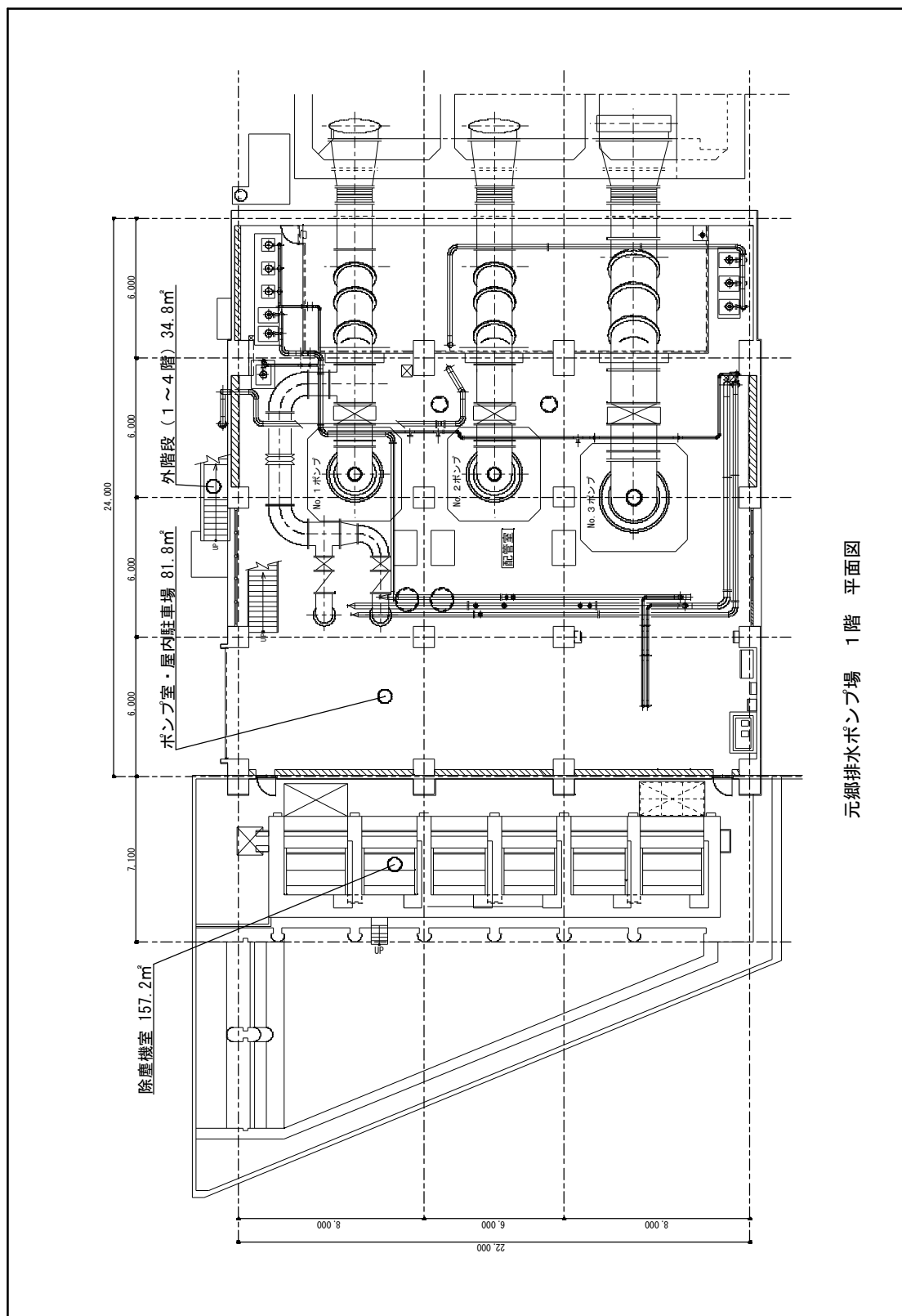
別表-20

清掃場所一覧（除塵機等）

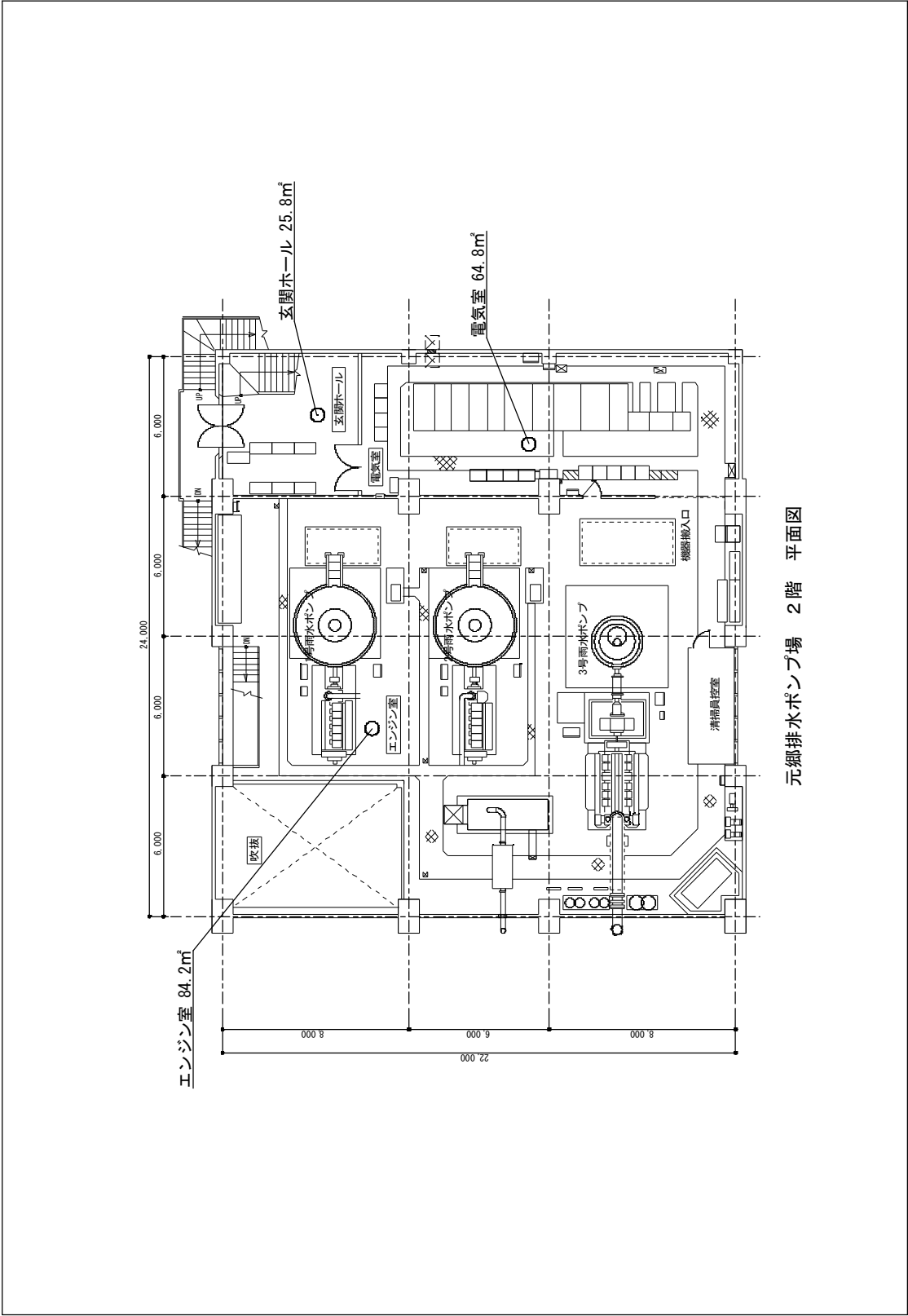
施設名	清掃回数	設備機器等
元郷排水ポンプ場	週3回	除塵機6台、ベルトコンベア1台
寿町ポンプ場	週2回	除塵機1台、ベルトコンベア1台 粗目スクリーン1台
青木橋排水ポンプ場	週2回	除塵機1台、ベルトコンベア1台
東領家中継ポンプ場	週1回	沈砂かき上げ機2台、沈砂搬出機1台 粗目スクリーン1台
榑木橋中継ポンプ場	週1回	沈砂洗浄装置1台、粗目スクリーン1台
中央橋中継ポンプ場	週2回	除塵機2台

別図-2 (1/8)

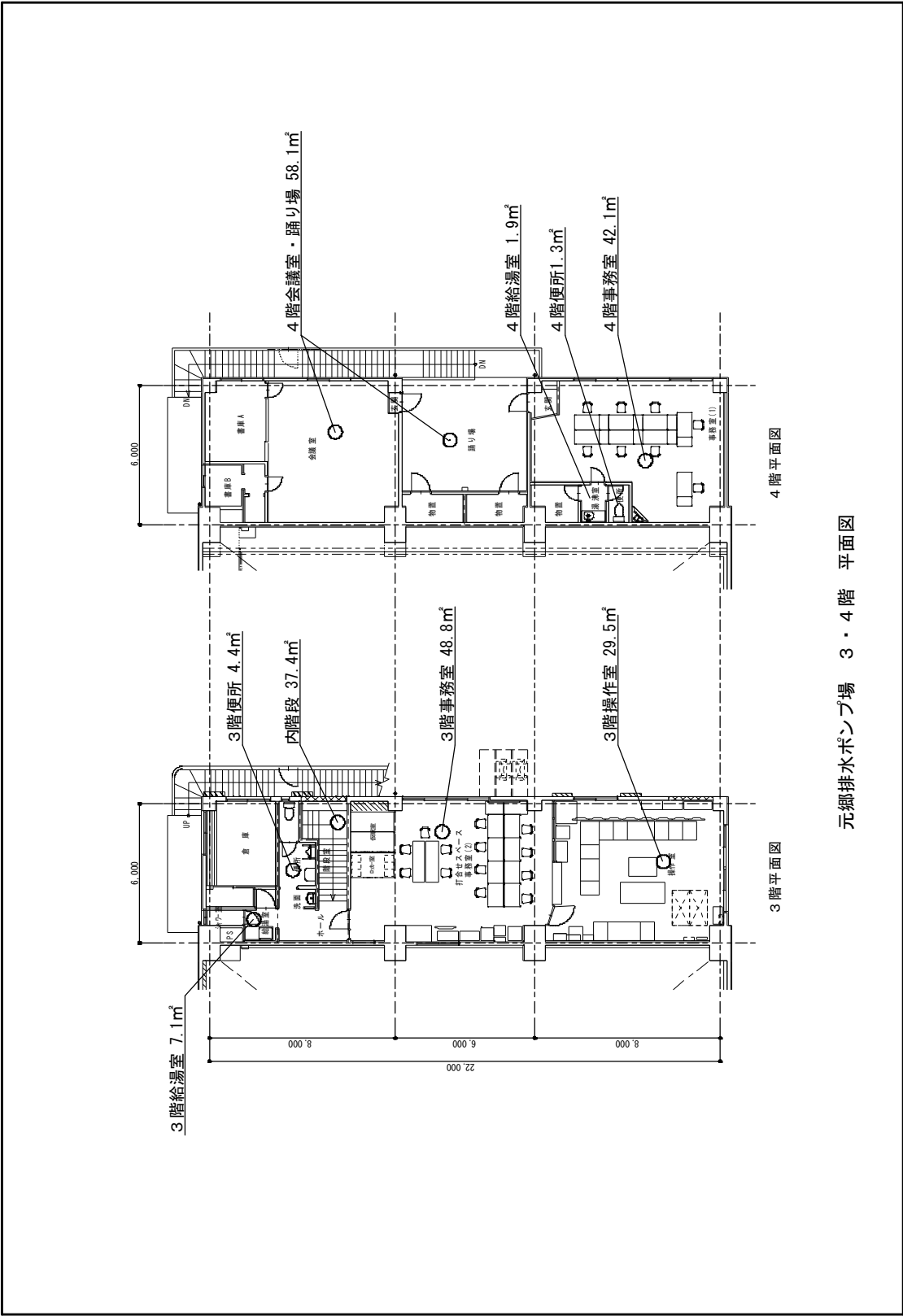
元郷排水ポンプ場平面図①



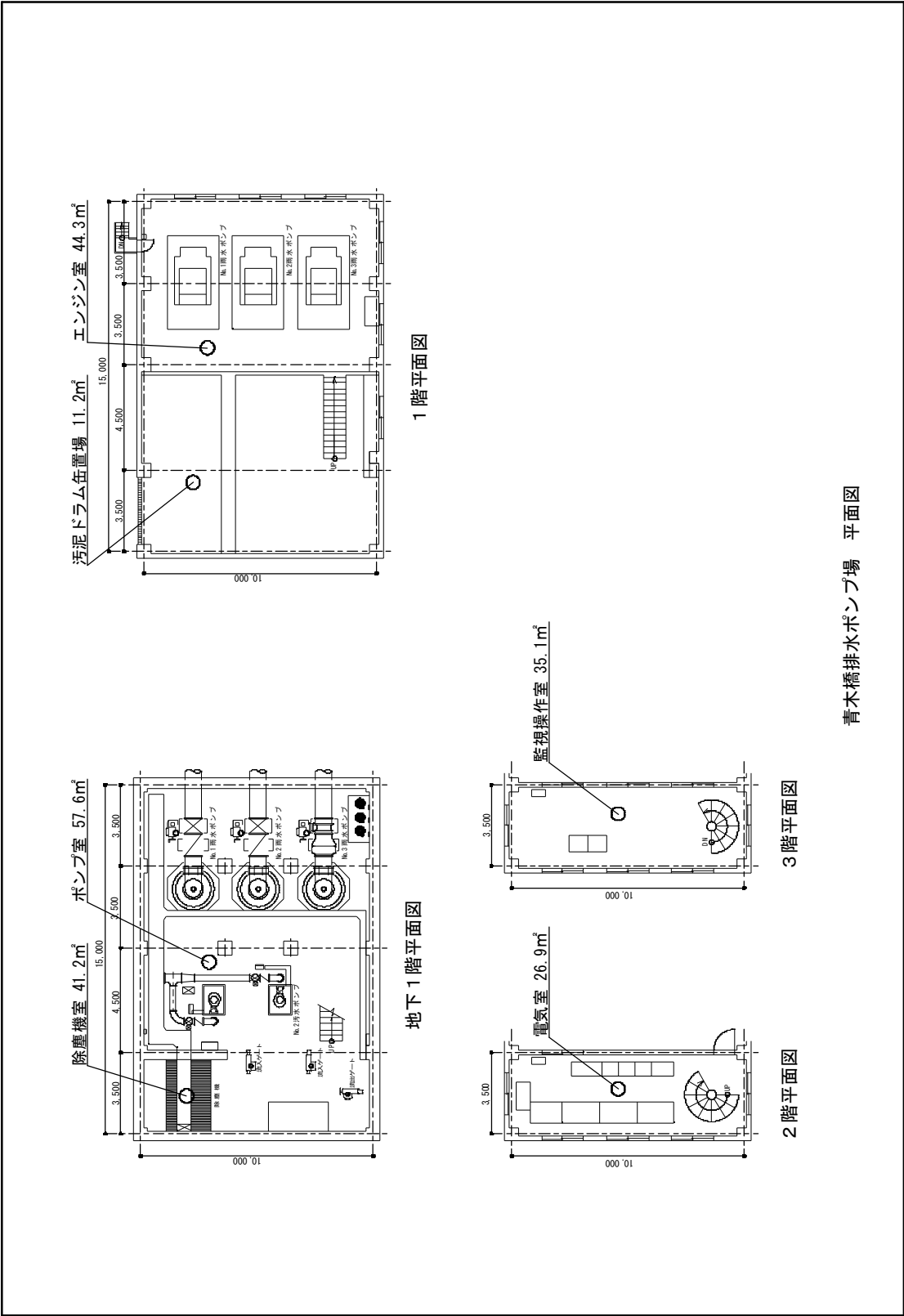
別図-2 (2/8)
元郷排水ポンプ場平面図②



別図-2 (3/8)
元郷排水ポンプ場平面図③

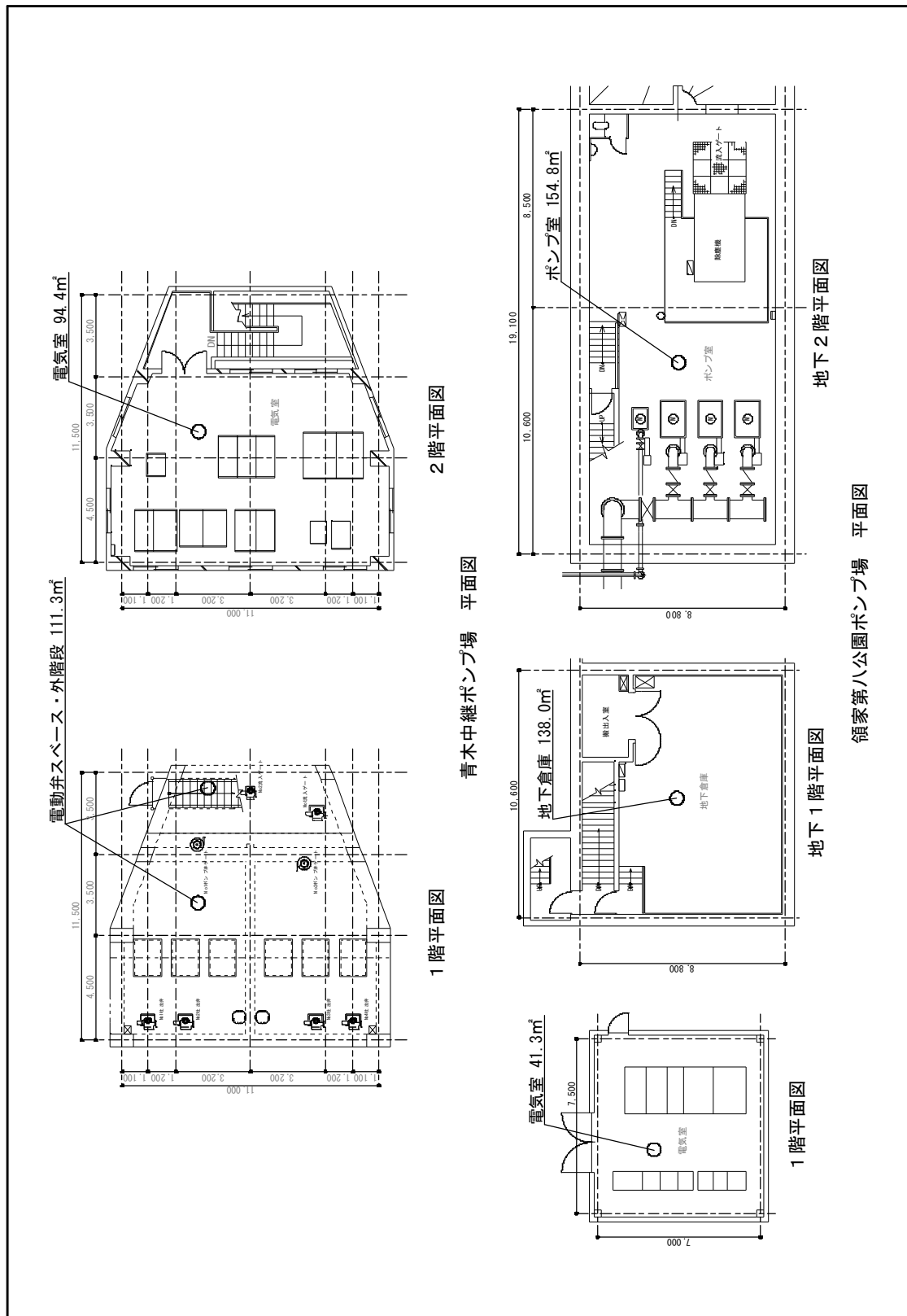


別図-2 (4/8)
青木橋排水ポンプ場平面図

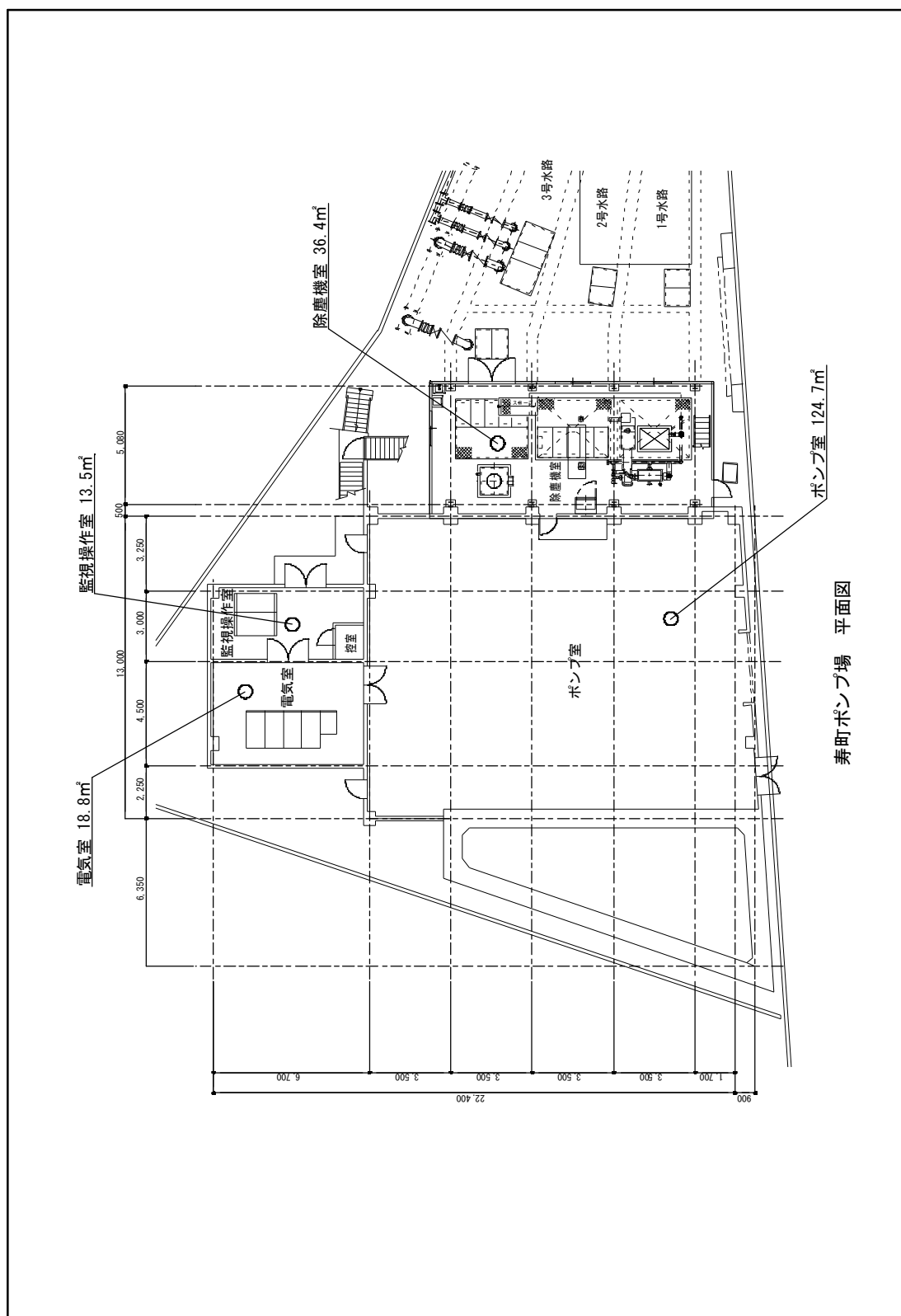


青木橋排水ポンプ場 平面図

青木中継ポンプ場・領家第八公園ポンプ場平面図

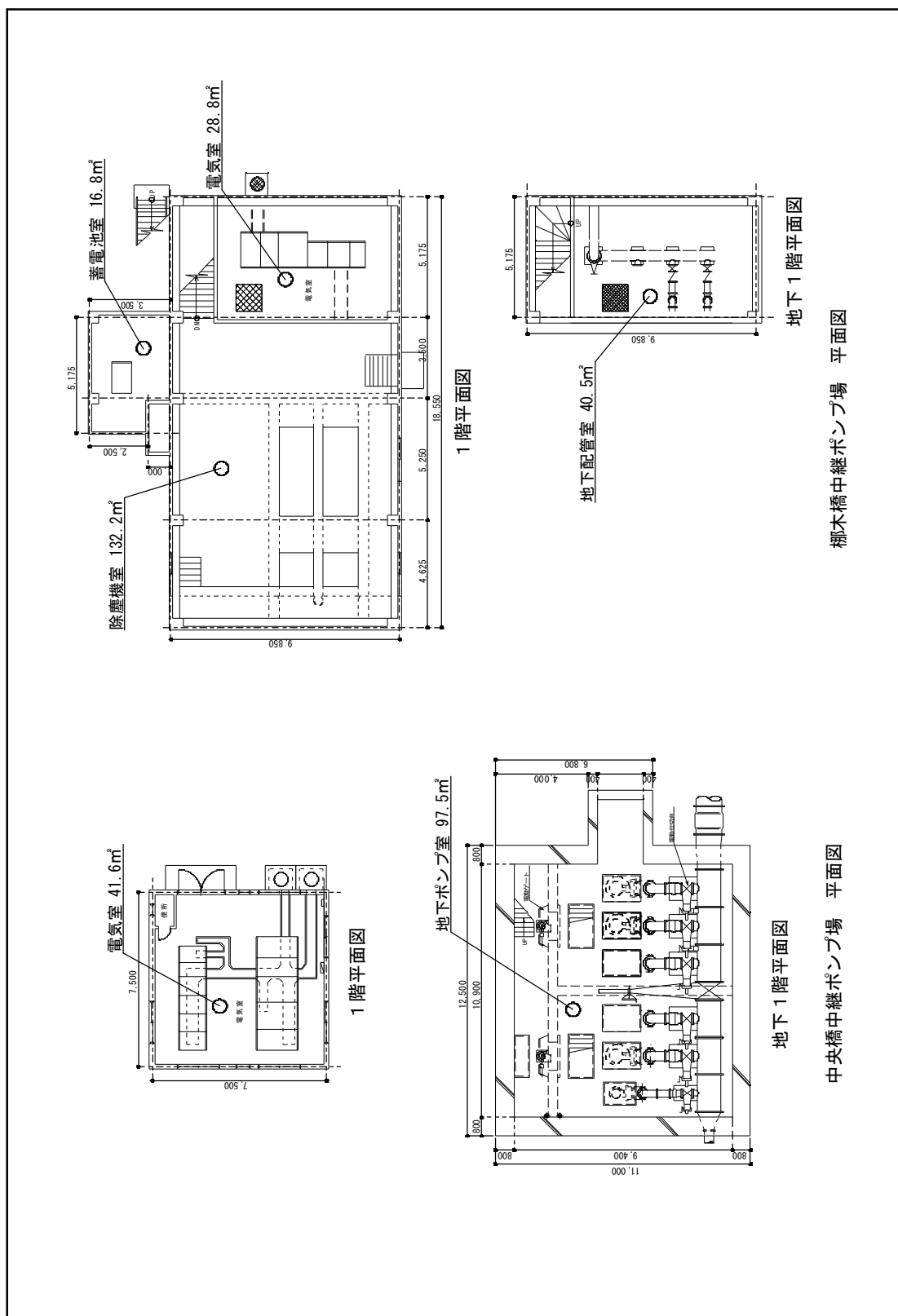


別図-2 (6/8)
寿町ポンプ場平面図



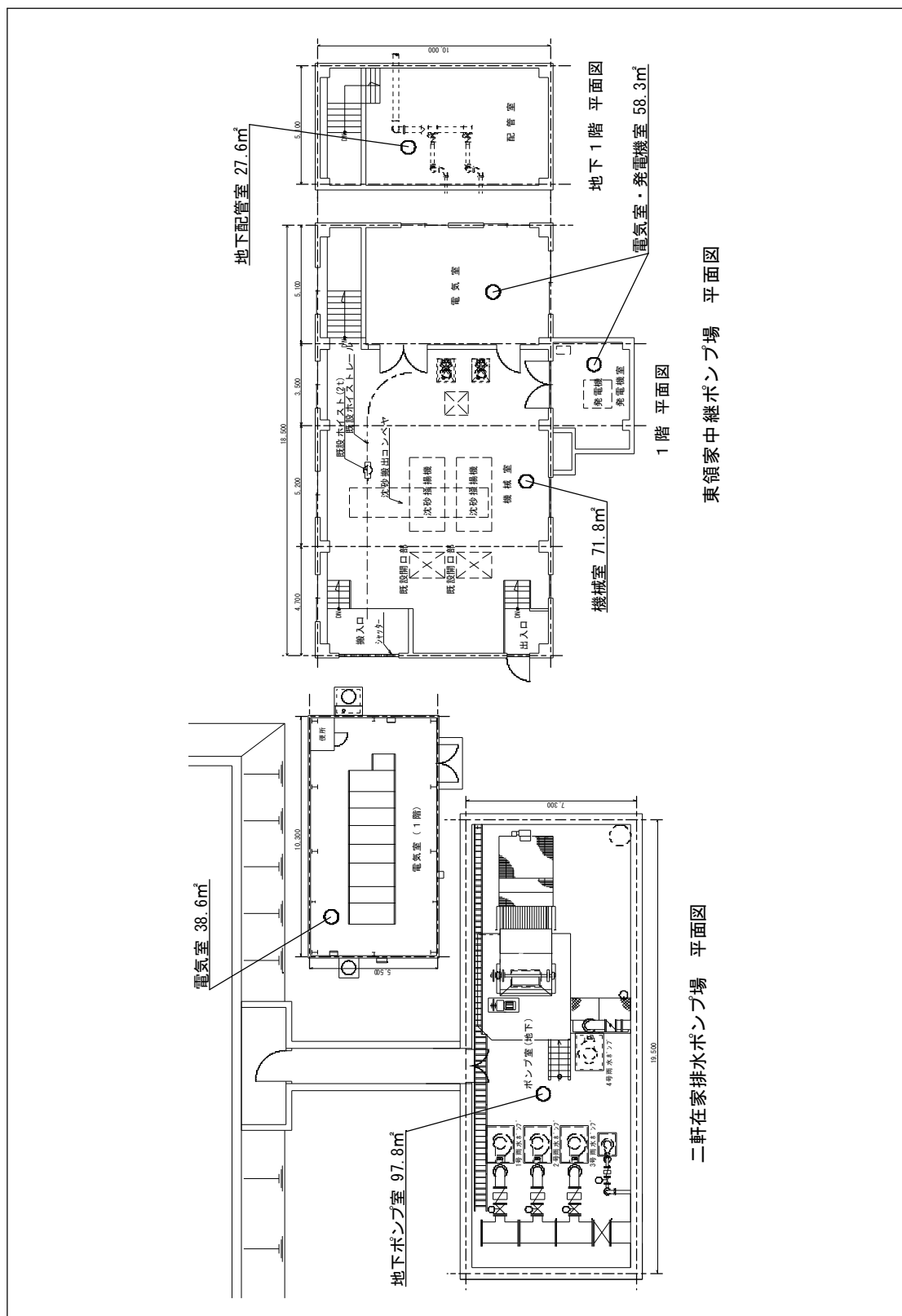
別図-2 (7/8)

中央橋中継ポンプ場・榎木橋中継ポンプ場平面図



別図-2 (8/8)

二軒在家排水ポンプ場・東領家中継ポンプ場平面図



1 1. 元郷排水ポンプ場河川ゴミ清掃運搬業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は元郷排水ポンプ場から発生する、旧芝川の河川ゴミを運搬車両に積載し、一般廃棄物処理施設（朝日環境センターほか）に運搬するものである。

なお、河川ゴミは河川ゴミボックス及び集積ステージに集積したものを運搬車両に積込むものであり、作業にあたっては安全かつ迅速に行うための交通誘導員並びにゴミ運搬に必要な人員を配置し、また積込み後は、ゴミボックス及び集積ステージの清掃を行う。

(2) 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

(A) 本業務における、廃棄物処理手数料は、事業者が負担する。

なお、元郷排水ポンプ場から川口市内にある一般廃棄物処理施設までは、迅速かつ適正に運搬（積替え作業の禁止）すること。

(B) 積込み運搬作業は、事業者の指定日とする。ただし、原則として、土日祝祭日及び年末年始は除く。

(C) 業務時間は、午前8時45分から午後3時までの指定した時間とする。

(D) 運搬に使用する車両は、事前に届出（車検証の写し等）をすること。運搬車両においてディーゼル車を使用する場合は、埼玉県条例等に適合した車両とすること。

(E) 事業者は、実施計画書、作業従事者名簿を提出し、適切に作業を行うこと。

また、作業に必要とする資格（小型移動式クレーン、玉掛技能講習修了者）の免状（写）を添付すること。

(F) 事業者は、業務を行った月ごとに業務した回数に相当する委託料の請求をすることができる。

(3) 事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員（作業責任者・清掃作業員・交通誘導員も含む）、を確保し、公道上での作業を行うため、警察署への道路使用許可証の申請・許可を行い、交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

また、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

事業者は、この仕様書に基づくほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに、道路交通法ほか関係法令を遵守し、事故防止に努め業務遂行に万全を期すこと。

12. 元郷排水ポンプ場ほか1カ所クレーン点検業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は元郷排水ポンプ場天井クレーン（30 t）及び辻ポンプ場天井クレーン（13 t）に対し、クレーン等安全規則に基づき年次定期自主検査を行う。また、元郷排水ポンプ場天井クレーン（30 t）は性能検査立会いを行う。

(2) 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

(A) 点検場所

元郷排水ポンプ場 川口市元郷2-3-10 地内

辻ポンプ場 川口市南鳩ヶ谷7-20-1 地内

※テストウエイト搬入は、両ポンプ場共に大型車(11t以上)不可

(B) 点検内容

① 走行レール

(ア) 状態確認（取付ボルト・ストップ等のゆるみ・変形・発錆・障害物の有無）

(イ) テスト荷重によるレールのたわみ測定（荷重試験）

② 制御ボックス

(ア) 状態確認（接点摩耗・配線締付けネジの緩み・マグネットの損傷・破損等）

(イ) 動作確認

③ 押ボタンスイッチ

(ア) 分解点検・清掃（損傷・接点摩耗・配線締付けネジの緩み・インターロック）

(イ) 動作確認

④ ワイヤロープ・チェーン

(ア) 状態確認（摩耗・素線の断線・キンク等の有無・ロープエンドの取付状態・油の付着状態）

(イ) ワイヤ・チェーン径測定

⑤ フック

(ア) 状態確認（亀裂・摩耗・変形の有無・回転状況・ナット割ヒンの脱落）

(イ) フックの口開き測定

(ウ) シープ損傷確認

⑥ 電気ケーブル類

(ア) 外被点検（損傷・断線）

(イ) ハンガーレール損傷確認

(ウ) メッセンジャーワイヤの緩み確認

(エ) つり金具損傷確認

⑦ モーター

(ア) 点検・清掃

(イ) 電流・電圧測定（巻上下・横行・走行共 無負荷・負荷共）

(ウ) 絶縁抵抗測定

(エ) 作動試験

⑧ 巻上下ブレーキ部

(ア) 分解点検・清掃

(イ) 状態確認（コイル損傷・ライニング摩耗）

- ⑨ 巻上リミットスイッチ
 - (ア) 状態確認（接点摩耗・リミットハー等破損・断線）
 - (イ) 動作確認
- ⑩ 減速機
 - (ア) 状態確認
 - (イ) 動作確認
- ⑪ 各ギヤー及び軸受け部
 - (ア) 点検・清掃・給油
 - (イ) ギヤーオイル確認

（３）その他

- (A) クレーン操作は、当該クレーンを操作できる資格及び玉掛け技能講習修了証を有する者が行うこと。
- (B) 本点検完了後、点検報告書 2 部及び点検作業写真 1 部を提出すること。この報告書には総合所見を添付し説明を行うこと。
- (C) 本業務は、当仕様書に基づくほか川口市諸条例、規約、約款、要綱等に従うこと。

（４）事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材、ギヤーオイル等軽微な部品及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

1 3. 元郷排水ポンプ場ほか1カ所受水槽等清掃業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は元郷排水ポンプ場、里ポンプ場の受水槽・高架水槽の清掃及び水質検査を行う。

(2) 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

(A) 点検場所

元郷排水ポンプ場 川口市元郷2-3-10 地内

(受水槽 1t 鋼板製一体型 1基)

里ポンプ場 川口市大字里103-1 地内

(受水槽 3t FRP パネル型 1基)

(高架水槽 1.5t FRP パネル型 1基)

(B) 点検内容 (水質検査10項目・水道法第34条の2・水道法執行規則第55条による)

- ① 一般細菌
- ② 大腸菌群
- ③ 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素
- ④ 塩素イオン
- ⑤ 有機物等
- ⑥ P h 値
- ⑦ 味
- ⑧ 臭気
- ⑨ 色度
- ⑩ 濁度

(3) 事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。

1 4. 流域下水道水質分析業務

(1) 業務の範囲

業務範囲は次のとおりとする。

本業務は埼玉県流域下水道接続等取扱要綱 第 12 条に基づき、下記の通りの分析業務を行う。

- (A) 汚泥溶出試験業務
- (B) 河川放流水水質分析業務
- (C) 流域下水道水質分析業務

(2) 業務内容

(A) 汚泥溶出試験業務

- ① 試料の採取場所（採取場所ごとに容器を分けること）
 - (ア) 横曽根中継ポンプ場(川口市宮町 1 7 - 2 6)
 - (イ) 寿町ポンプ場(川口市川口 1 - 7 - 7)
 - (ウ) 竪前橋ポンプ場(川口市南前川 1 - 7 - 4)
 - (エ) 里ポンプ場(川口市大字里 1 0 3 - 1)
 - (オ) 新堀中継ポンプ場(川口市榛松 3 - 4 6 - 2 5)
- ② 分析対象 ポンプ場施設からの排出される汚泥
- ③ 分析項目・方法（別表-2 2、別図-3 を参照）
- ④ 試料採取時期 毎年 5 月頃に実施
- ⑤ 根拠法令
 - (ア) 下水道法 第二十一条の二
 - (イ) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法
(昭和四十八年二月十七日号外環境庁告示第十三号)
 - (ウ) 水質汚濁に係る環境基準について
(昭和四十六年十二月二十八日号外環境庁告示第五十九号)

(B) 河川放流水水質分析業務

- ① 試料の採取場所（採取場所ごとに容器を分けること）
 - (ア) 元郷排水ポンプ場(川口市元郷 2 - 3 - 1 0)
 - (イ) 青木橋排水ポンプ場(川口市青木 2 - 1 3 - 1 3)
 - (ウ) 荒川町ポンプ場(川口市荒川町地先)
 - (エ) 横曽根排水ポンプ場(川口市宮町 1 6 - 6 4)
 - (オ) 竪前橋ポンプ場(川口市南前川 1 - 7 - 4)
 - (カ) 里ポンプ場(川口市大字里 1 0 3 - 1)
 - (キ) 緑町ポンプ場(川口市緑町 4 - 4)
- ② 分析対象 排水ポンプ場における河川への放流水
- ③ 分析項目・方法（別表-2 3、別図-3 を参照）
- ④ 試料採取時期 毎年 6 月以降の降雨量の多い時期に実施
- ⑤ 根拠法令
 - (ア) 下水道法施行令第十二条第三項
 - (イ) 下水の水質の検定方法等に関する省令
(昭和三十七年十二月十七日厚生省、建設省令第一号)
 - (ウ) 水質汚濁に係る環境基準について
(昭和四十六年十二月二十八日号外環境庁告示第五十九号)

(C) 流域下水道水質分析業務

- ① 試料の採取場所（接続点 19 カ所）（別表-2 3、別図-3、別図-4 を参照）
（採取場所ごとに容器を分けること）
- ② 分析対象 流域下水道へ流入する下水
- ③ 分析項目・方法（別図 3 を参照）
 - (ア) 測定項目は「流域下水道流入下水水質調書」の全項目のうち、現地採水時のみ測定可能な項目（流量・水温・外観・pH）とする。
 - (イ) 南部第 4 処理分区のみ、ダイオキシン類の分析を追加すること。
検出下限値は、1 pg / ℓ とする。
- ④ 水量の調査方法 流量計により 24 時間（2 時間/1 回）の記録を行う
- ⑤ 試料作成
最終端マンホールにおいて、24 時間採水し（2 時間/1 回）の試料は各々の時間帯の流量比で混合した混合試料とする。
- ⑥ 試料採取時期 毎年 10 月以降の雨や融雪水の影響のない時期に実施
- ⑦ 根拠法令
 - (ア) 埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 12 条 1 項
 - (イ) 下水の水質の検定方法等に関する省令
（昭和三十七年十二月十七日厚生省、建設省令第一号）
 - (ウ) 水質汚濁に係る環境基準について
（昭和四十六年十二月二十八日号外環境庁告示第五十九号）
 - (エ) 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
（昭和四十九年九月三十日号外環境庁告示第六十四号）

(3) 提出書類

- (A) 上下水道局指定の各種提出書類
主任技術者選任届、業務実施計画書、工程表、写真帳、日報、報告書など
- (B) 業務ごとの検査結果報告書
 - ① A4 サイズの書類および電子データ（CD-R）の両方にて提出すること。
 - ② 検査検体名、検査実施日、検査結果及び検査責任者を記載し、速やかに提出すること。
 - ③ 検査結果が基準に適合しないときは直ちに事業者へ報告すること。
 - ④ 県提出用報告書（荒川左岸流域下水道管内分・中川流域下水道事務所管内分）
電子データにて提出すること。

(4) 作業上の注意事項

- (A) 新型コロナウイルスの感染を防ぐため、作業員はできるだけ人孔内に入らずに行うこと。
- (B) 作業員は、マスク、手袋、保護メガネ等、作業内容に応じて必要な保護具を着用すること。
- (C) 使用する器具については、洗浄、消毒等適切に処置するとともに、可能な限り共用を避けるものとする。
- (D) マンホールが道路上にあるところでの作業については、道路使用許可書を取得し、試料の採水作業中は交通誘導員等必要な対策を行うこと。
- (E) 作業時においては、流域下水道及び公共下水道等に損害を与えないよう注意を払うこと

- (E) 採水時においては、労働安全衛生規則等関係諸法令を厳守し、安全対策等を講ずること。
- (F) 作業時は酸欠ガス、転落、交通等安全には十分留意して作業を行うこと。
転落防止のため安全帯、ファン、ダクト等、マンホール内及び地下に空気を送る道具の用意をすること。
- (G) マンホール内及び地下に人孔内する際は、作業前、作業中に必ず流化水素及び酸素濃度測定等を行うこと。
- (H) 酸素濃度測定を行う場合は、「酸素欠乏危険作業主任者講習修了者等」の有資格者が行い、作業実施前に資格のコピーを監督員へ提出すること。
- (I) 駐車が困難な場所で作業する場合は、有料駐車場等の利用も想定すること。
この場合、利用料金は事業者の負担とする。
- (J) 作業実施に当り関係機関（荒川流域、中川流域、ポンプ場）の担当者と連絡・採水日程調整を図ること。

（５）事業者の負担

事業者の負担は次のとおりとする。

本業務の実施にあたり、必要な人員（作業責任者・試料採取を行う作業員・交通誘導員も含む）を確保し、公道上での作業を行うため、警察署への道路使用許可証の申請・許可を行い、交通誘導員を適切に配置し、車両や通行人の安全を確保すること。

また、各種車両、資機材及び各種官公署への届出等は事業者の負担とする。
事業者は、この仕様書に基づくほか、道路交通法ほか関係法令を遵守し、事故防止に努め業務遂行に万全を期すこと。

別表-2 1

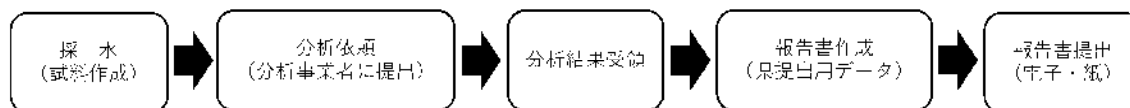
採水場所・実施項目一覧

	採 水 場 所	24時間採水（2時間/回）				
		流量測定※	pH測定 (水温・外観)	酸素要求量 (BOD・COD)	浮遊物質量 (SS)	ダイオキシン類
1	南部第1処理分区 第1号（里ポンプ場）	○	○	○	○	
2	南部第2処理分区 第2号	○	○	○	○	
3	南部第3処理分区 第3号	○	○	○	○	
4	南部第4-1処理分区 第4-1号	○	○	○	○	○
5	南部第4-2処理分区 第4-2号	○	○	○	○	○
6	南部第4-3処理分区 第4-3号	○	○	○	○	○
7	南部第4-4処理分区 第4-4号	○	○	○	○	○
8	南部第4-6処理分区 第4-6号	○	○	○	○	○
9	南部第5処理分区 第5号	○	○	○	○	
10	南部第8, 第4処理分区 第8号	○	○	○	○	
11	南部第9処理分区 第9号	○	○	○	○	
12	南部第17処理分区 第17号 (横曽根中継ポンプ場)	○	○	○	○	
13	芝川第15処理分区 第15号	○	○	○	○	
14	川口第1-1処理分区 第3-1号	○	○	○	○	
15	川口第1-2処理分区 第3-2号	○	○	○	○	
16	川口第2-1処理分区 第3-3号	○	○	○	○	
17	川口第2-2処理分区 第3-4号	○	○	○	○	
18	川口第2-3処理分区 第4号	○	○	○	○	
19	川口第3処理分区 第1号 (新堀中継ポンプ場)	○	○	○	○	

※ 流量計により24時間（2時間/1回）の測定を行う

別図-3

報告書作成フロー



別表-2 2

汚泥溶出試験業務における検査項目

	分 析 項 目	基 準 値	単位	備 考
1	カドミウム	0.09以下	mg/ℓ	JIS K0102 55
2	全シアン	1以下	mg/ℓ	JIS K0102 38
3	有機リン	1以下	mg/ℓ	排水基準を定める省令第2条に定める付表1
4	鉛	0.3(0.1)以下	mg/ℓ	JIS K0102 54
5	六価クロム	1.5(0.5)以下	mg/ℓ	昭和48年環境庁告示第13号 別表1
6	ヒ素	0.3(0.1)以下	mg/ℓ	JIS K0102 61
7	総水銀	0.005以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表2
8	アルキル水銀 ※	検出されないこと	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表3
9	P C B	0.003以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表4
10	ジクロロメタン	0.2以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
11	四塩化炭素	0.02以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
12	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
13	1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
15	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
17	トリクロロエチレン	0.1以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
18	テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
20	チウラム	0.06以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表5
21	シマジン	0.03以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表6
22	チオベンカルブ	0.2以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表6
23	ベンゼン	0.1以下	mg/ℓ	JIS K0102 5
24	セレン	0.3(0.1)以下	mg/ℓ	JIS K0102 67
25	1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表7

※アルキル水銀については、総水銀（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物）が検出された場合のみの分析を行うものとする。

()の値は、海洋投棄における基準値

分析方法に関する法改正等があった場合、改正後の分析方法によること。

別表-2 3

河川放流水水質分析業務における検査項目

	分 析 項 目	基 準 値	単位	備 考
1	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	—	JIS K0102 12.1
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	70 以下	mg/ℓ	JIS K0102 21
3	化学的酸素要求量 (COD)	—	mg/ℓ	JIS K0102 17
4	浮遊物質 (SS)	40 以下	mg/ℓ	水質汚濁に係る環境基準 付表 9

分析方法に関する法改正等があった場合、改正後の分析方法によること。

別表-2 4

流域下水道水質分析業務における検査項目

	分 析 項 目	基 準 値	単位	備 考
1	水素イオン濃度 (pH)	5 超 9 未満		JIS K0102 12. 1
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 未満	mg/L	JIS K0102 21
3	化学的酸素要求量 (COD)	—	mg/L	JIS K0102 17
4	浮遊物質 (SS)	600 未満	mg/L	水質汚濁に係る環境基準 付表 9
5	ノルマルヘキサン抽出物質	(鉱) 5 以下 (動) 30 以下	mg/L	排水基準を定める省令第 2 条に定める方法 付表 4
6	全窒素	240 未満	mg/L	JIS K0102 45. 2
7	全リン	32 未満	mg/L	JIS K0102 46. 3
8	カドミウム	0. 03 以下	mg/L	JIS K0102 55
9	全シアン	1 以下	mg/L	JIS K0102 38. 1. 2 及び 38. 3
10	鉛	0. 1 以下	mg/L	JIS K0102 54
11	六価クロム	0. 5 以下	mg/L	JIS K0102-3:2022-24. 3. 1
12	砒素	0. 1 以下	mg/L	JIS K0102 61
13	総水銀	0. 005 以下	mg/L	水質汚濁に係る環境基準 付表 2
14	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	水質汚濁に係る環境基準 付表 3
15	ジクロロメタン	0. 2 以下	mg/L	JIS K0125 5
16	1, 2-ジクロロエタン	0. 04 以下	mg/L	JIS K0125 5
17	1, 1-ジクロロエチレン	1 以下	mg/L	JIS K0125 5
18	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4 以下	mg/L	JIS K0125 5
19	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下	mg/L	JIS K0125 5
20	1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 06 以下	mg/L	JIS K0125 5
21	トリクロロエチレン	0. 1 以下	mg/L	JIS K0125 5
22	テトラクロロエチレン	0. 1 以下	mg/L	JIS K0125 5
23	1, 3-ジクロロプロペン	0. 02 以下	mg/L	JIS K0125 5
24	有機リン	1 以下	mg/L	排水基準を定める省令第 2 条に定める方法 付表 1
25	ふっ素	8 以下	mg/L	JIS K0102 34. 1
26	ほう素	10 以下	mg/L	JIS K0102 47
27	1, 4-ジオキサン	0. 5 以下	mg/L	水質汚濁に係る環境基準 付表 8
28	フェノール類	5 以下	mg/L	JIS K0102 28. 1
29	銅	3 以下	mg/L	JIS K0102 52 (52. 1 を除く)
30	亜鉛	2 以下	mg/L	JIS K0102 53
31	溶解性鉄	10 以下	mg/L	JIS K0102 57 (57. 1 を除く)
32	溶解性マンガン	10 以下	mg/L	JIS K0102 56 (56. 1 を除く)
33	クロム	2 以下	mg/L	JIS K0102 65. 1
34	よう素消費量	220 未満	mg/L	下水の水質の検定方法に関する省令 別表第 2
35	アンモニア、アンモニウム化合物及び硝酸化合物	380 未満	mg/L	JIS K0102 42 及び 43
36	ダイオキシン類(※)	10 以下	pg-TEQ/L	JIS K0312

○ アルキル水銀については、総水銀（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物）が検出された場合のみの分析を行うものとする。

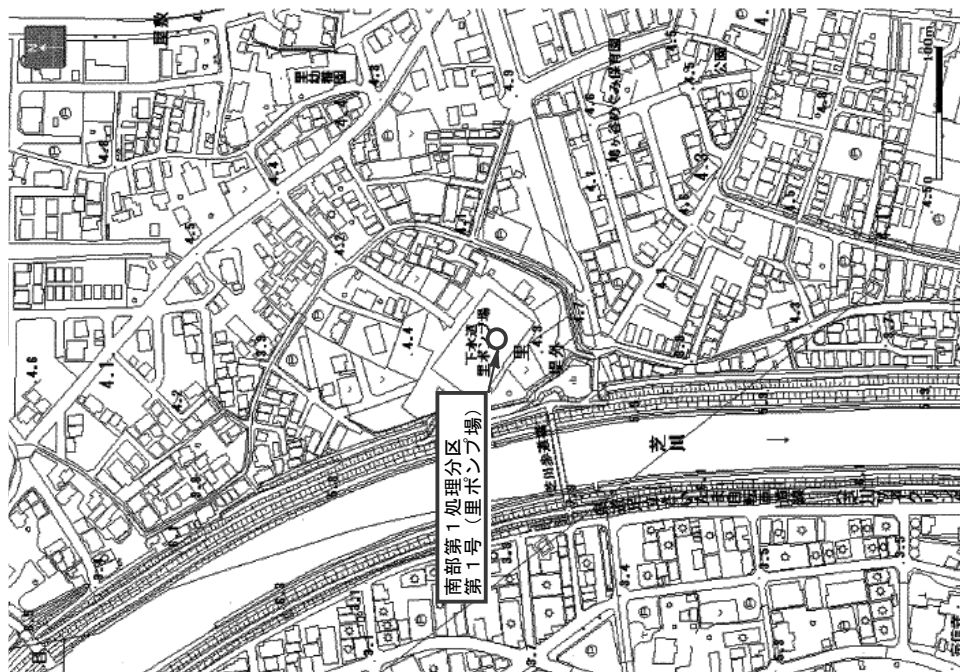
○ 分析方法に関する法改正等があった場合、改正後の分析方法によること。

(※) 南部第4処理分区のみ、分析項目を追加すること。

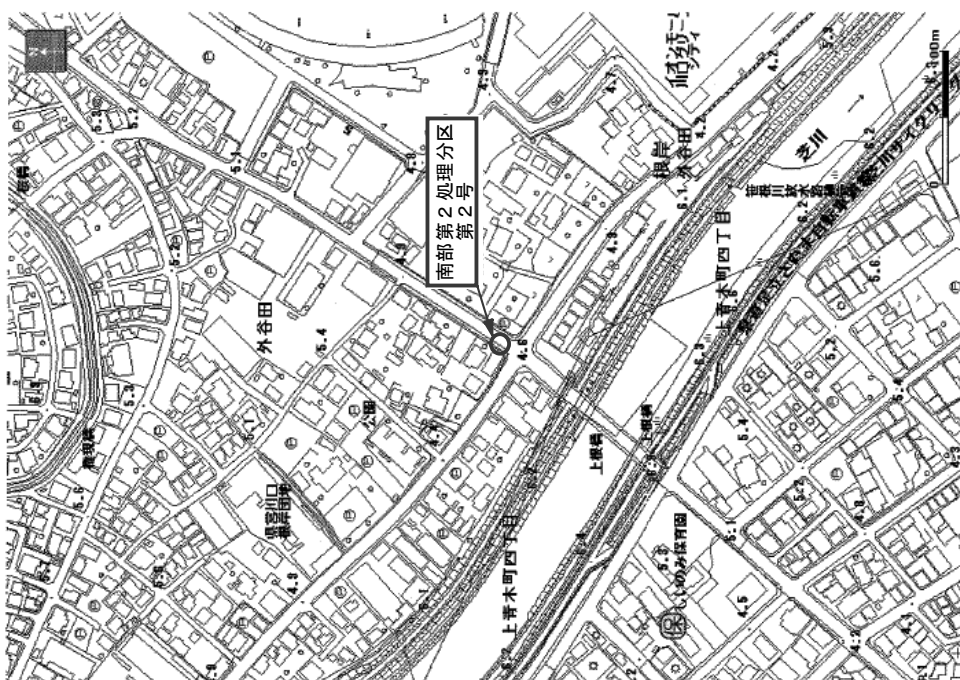
別図-4 (1/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (1)



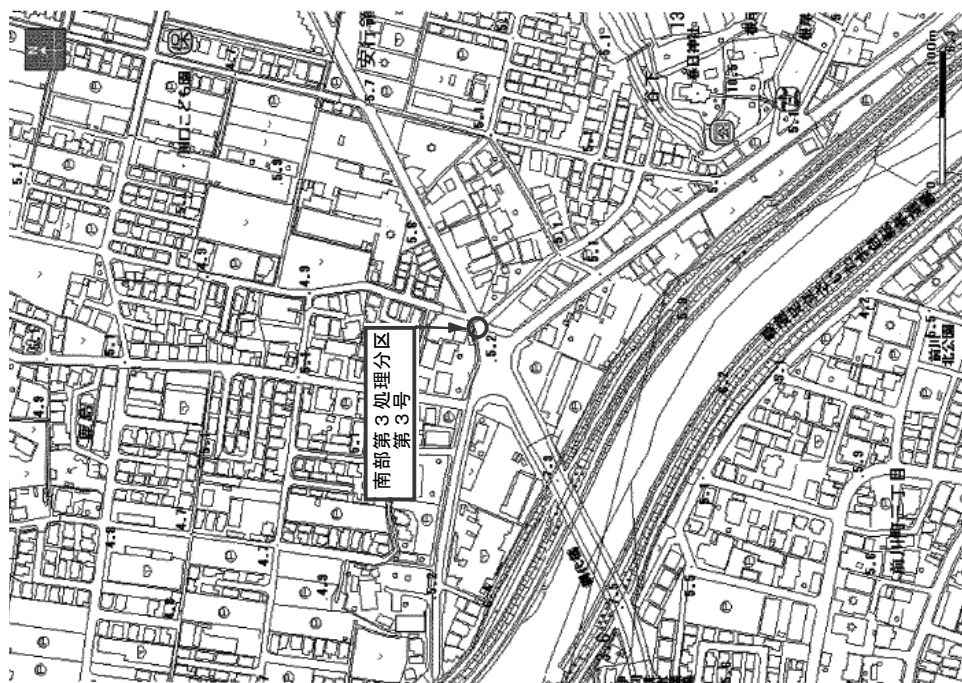
調査地点 (2)



別図-4 (2/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (3)



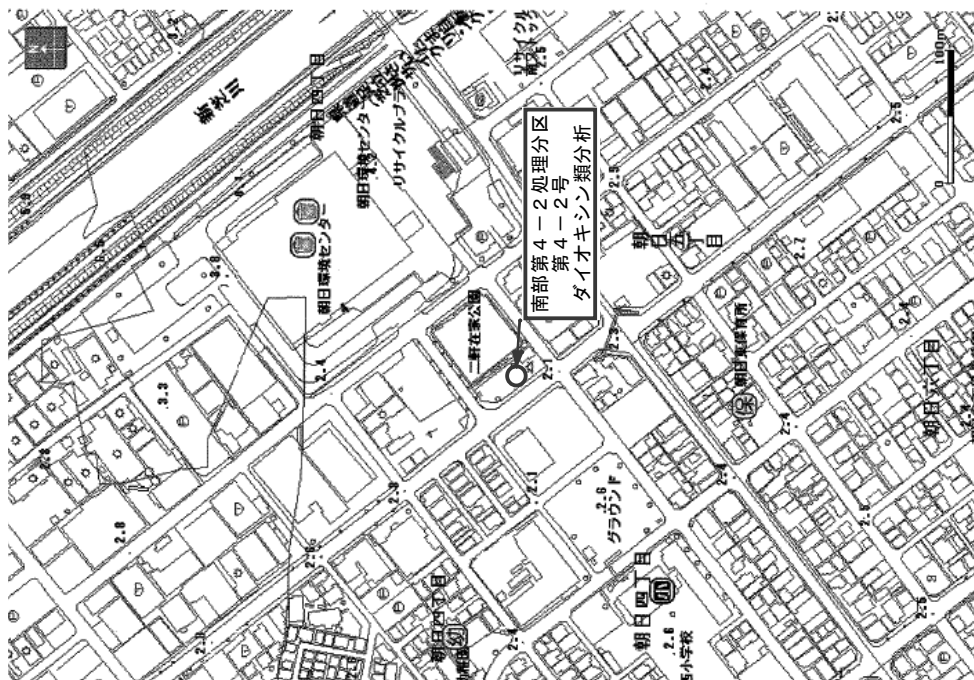
調査地点 (4)



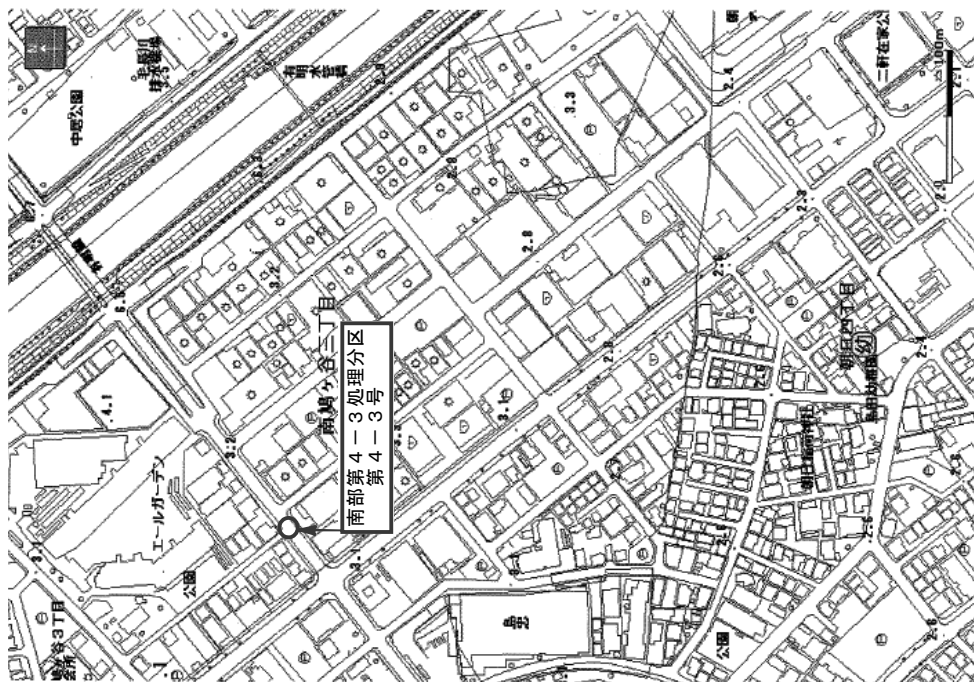
別図-4 (3/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (5)



調査地点 (6)

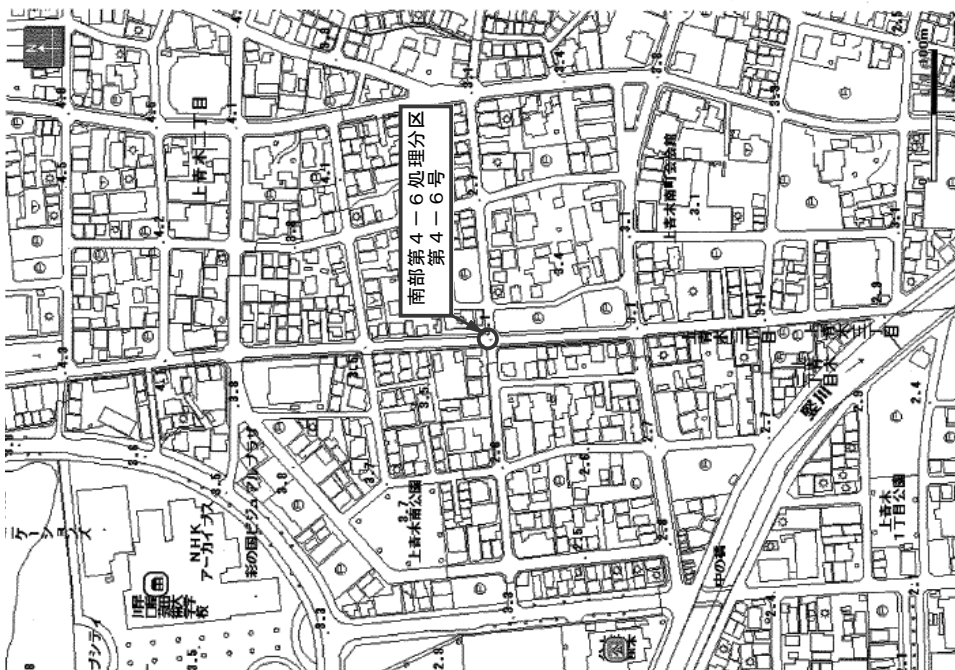


別図-4 (4/10)
採水調査地点 案内図

調査地点 (7)



調査地点 (8)



別図-4 (5/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (9)



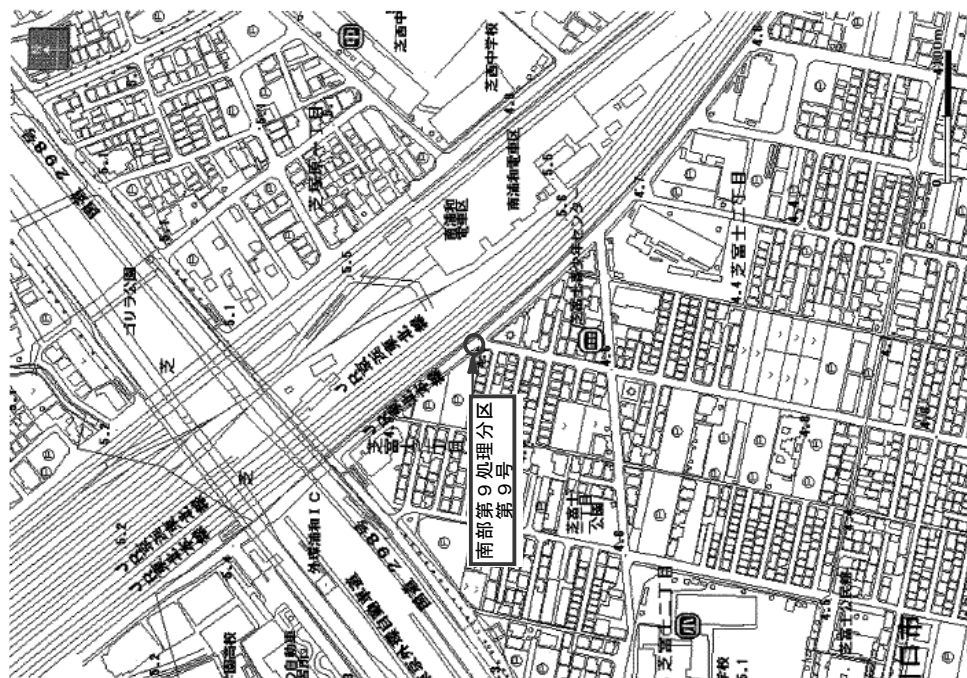
調査地点 (10)



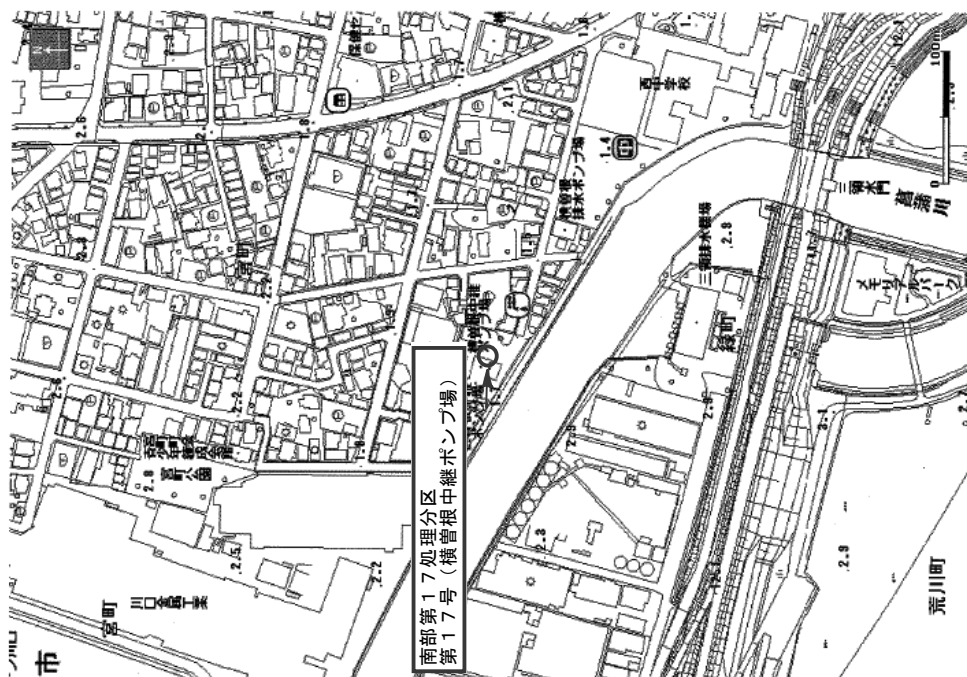
別図-4 (6/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (11)



調査地点 (12)



採水調査地点 案内図

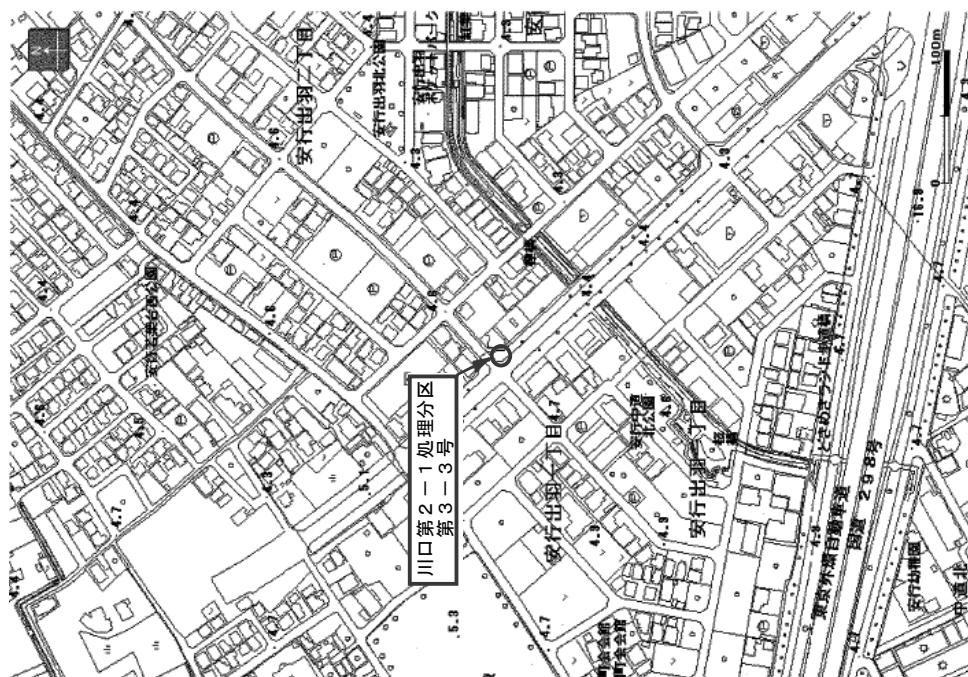
別図-4 (8/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (15)



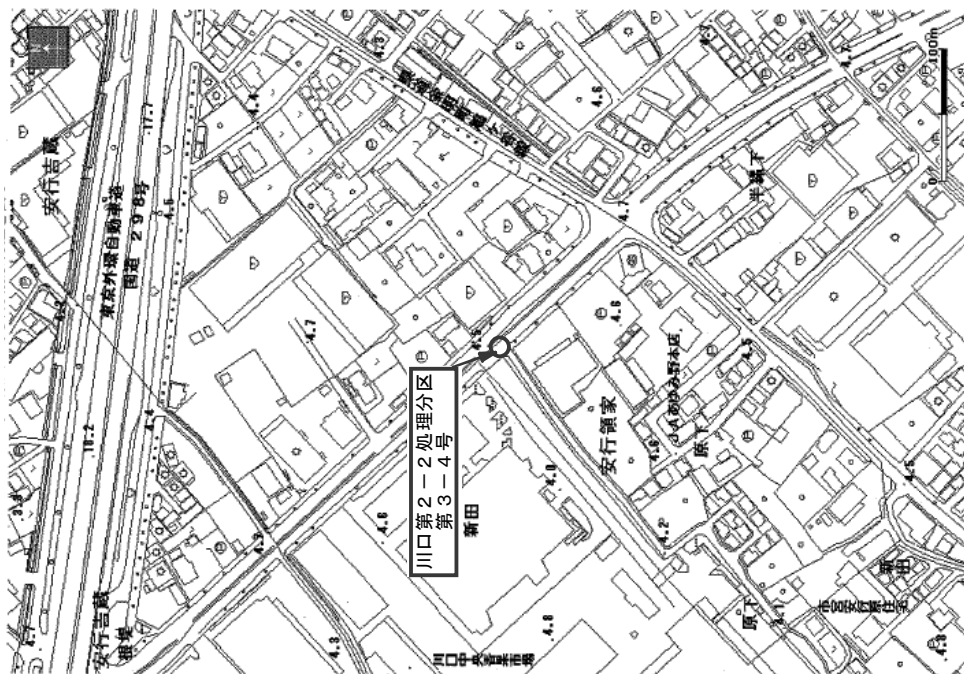
調査地点 (16)



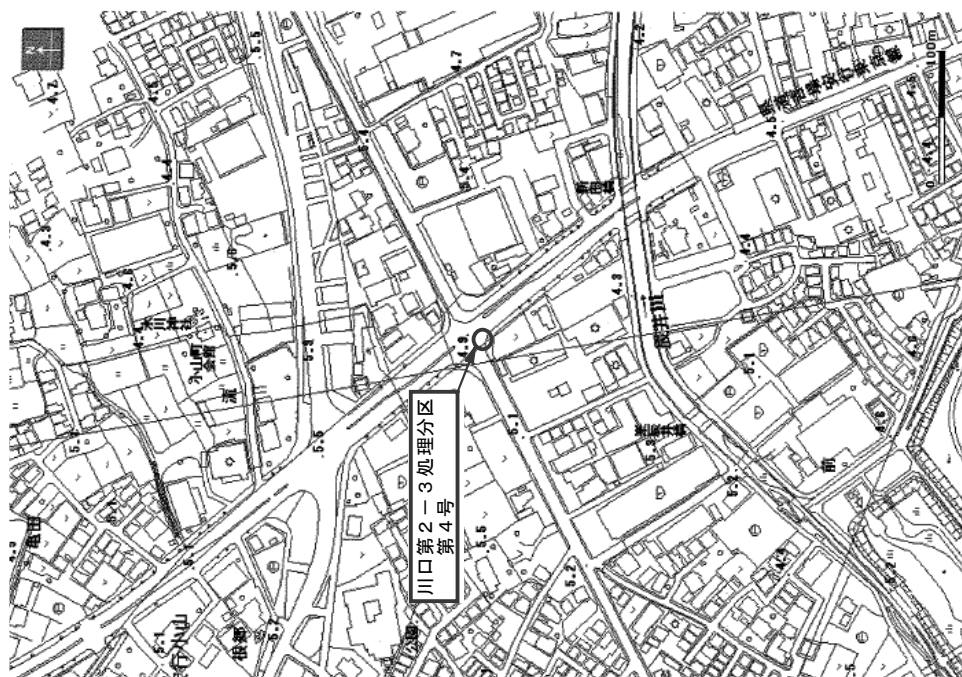
別図-4 (9/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (17)



調査地点 (18)



別図-4 (10/10)

採水調査地点 案内図

調査地点 (19)

